

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第3号)

平成20年9月3日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	平 野 龍 司	議員
3番	山 田 英 明	議員	4番	近 藤 郁 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	三 浦 桂 司	議員
7番	石 橋 敏 明	議員	8番	平 野 敬 祐	議員
9番	安 井 明	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	一 色 美 智 子	議員	12番	松 山 廣 見	議員
13番	前 山 美 恵 子	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左 千 江	議員	16番	堀 田 勝 司	議員
17番	坂 下 勝 保	議員	18番	矢 野 清 實	議員
19番	月 岡 修 一	議員	20番	石 川 清 康	議員
21番	村 山 金 敏	議員	22番	伊 藤 清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君
兼議事担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	参 事	後 藤 学 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	竹 原 寿 美 雄 君	健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君
経済建設部長	山 崎 力 君	会計管理者	佐 藤 政 光 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	教育部長	野 田 誠 君
市民部次長	柴 田 二 三 夫 君	健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君
兼環境課長		兼高齢者福祉課長	

健康福祉部次長 神谷 巳代志 君 経済建設部次長 前野 宏光 君
兼保険年金課長
経済建設部次長 三治 金行 君 総務課長 荒川 恭一 君
兼都市計画課長
監査委員事務局長 高橋 芳行 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

前山美恵子 議員
一色美智子 議員
近藤 郁子 議員
榊原 杏子 議員
山盛左千江 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は22名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に13番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○13番(前山美恵子議員)

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、介護保険について、第4期事業計画の見直しに向けて質問をいたします。

来年の4月からの第4期事業計画は、基本的な考え方などが厚生労働省のほうから示されたことから策定作業が始まっています。事業計画では、特別養護老人ホームなどの整備計画を定め、また、どのような種類の給付をどれだけの量、介護保険で提供するかを定

めます。

なお、今回の事業計画は、2015年第5期末に実現すべき目標に向けた中間的なものと位置づけられているものであります。

その目標は、施設の抑制を図るため、施設居住系サービス利用者数の合計数の要介護度2以上の認定者数に対する割合を37%以下にすることや、施設利用者の重度化、これは施設等の利用者のうち、要介護4、5の人が占める割合を70%以上にする、介護施設の個室化などであります。

それと同時に、介護型の療養病床の廃止や、介護報酬の見直しが盛り込まれました。

さて、そのような背景から介護保険料の改定がされるものですが、介護サービスを定めた事業計画と単価に当たる介護報酬が決まると、第4期の3年間の給付総額がわかり保険料が決まりますが、介護報酬の引き上げによって、7月27日、厚労省は「介護保険料の引き上げをやらないといけない」という発言をしており、高齢者に大きな波紋を与えているところです。

今でさえ高い介護保険料に苦しみ、なおかつ、いざというときに必要な介護サービスが受けられないなどということがあってはなりません。高齢者に対して頼りになる介護保険を目指して3点質問します。

1点目に、事業計画策定に当たって療養型病床の全廃が言われております。とりわけ、介護型の療養病床、医療施設は、介護保険の発足時に国が奨励したことによって生まれた施設にもかかわらず、2011年度末までの突然廃止では、行く当てのない高齢者が生まれるのではないかなどと大きな不安が広がっています。

廃止される療養型病床の受け皿として、新型老人保健施設に転換するとしていますが、介護難民が生まれるのではないかと危惧されるところであります。本市の現状と対策についてお聞かせください。

また、第3期で軽度者として認定され、介護サービスが十分受給できなくなった高齢者、特に介護ベッドが利用できない、電動車いすが利用できない、そしてヘルプサービスの時間が細切れで、サービスが十分利用できないなどの問題があります。改善策が必要ではないでしょうか、ご答弁ください。

2点目として、介護保険料についてであります。

第3期では、給付費実績が予算を下回り、余剰金が現在のところ2億円ほどあります。給付費実績が予定を下回ったということは、要介護者が介護サービスを十分受給できなかったことにあり、余剰金については当然のこと、保険料の引き下げに充てるべきだと考えます。

また、非課税者からの保険料の徴収は滞納のもととなり、高齢者を苦しめてはなりません。減免制度をプロジェクトチームで検討され、策定委員会に上程するとのことですが、減免を策定している多くの自治体は、ほとんどの高齢者が受給できない厳しい内容になっています。

本市では、減免制度が他市より遅れているわけでありますから、非課税者という意味をよく考えていただき、減免制度の検討に入っていただきたいと思います。

さらに、場合によっては免除も必要ではないでしょうか。この点についてお聞かせください。

3点目は、要介護認定者には障害者控除が受けられますが、本市は該当者に対して、広報、ケアマネジャーからのお知らせになっております。これでは受けられる対象者に周知が困難です。個別に認定書などを送付すべきと考えますが、ご答弁をください。

2つ目の質問に入ります。

教育は子どもの権利を十分に保障するように、について質問をいたします。

1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」を日本が批准したのは1994年、批准してから14年がたちました。この「子どもの権利条約」の成立は、従来の子ども観の見直しを迫る画期となりました。条約は、子どもの人間としての尊厳と権利の保障を掲げ、保護されるだけでなく、独立した人格を尊重するという考え方に立っています。

さて、国連子どもの権利委員会では、条約に基づいて日本がどういう義務を果たしてきたかという審査が過去に2回行われ、改善の提案や勧告が出されました。

子どもに対して、有害情報からの保護、虐待や体罰、いじめの根絶などの勧告と、特に注目されたのは「日本の子どもたちは高度に競争的な教育制度によるストレスにさらされ、かつその結果として余暇、身体的活動及び休息を欠くに至っており、子どもが発達にゆがみを来していることを懸念し、それを生み出す教育制度と闘うための適切な措置をとるよう勧告する」というものです。

この勧告は2回目にも出されていますが、教育制度に生かされていないのが現状ではないでしょうか。せっかく子どもの権利条約を批准したのに、政府はその精神を生かそうとしておりません。

改定教育基本法のもとで、子どもたちを国策に従属させる計画を推進しようとしており、学力テストの実施、そして詰め込み教育の継続等々によって、子どもたちの健全な成長、発達する権利を奪っているのが現状と考えます。専門家に言わせると「日本の子どもたちは子ども期が奪われている」と指摘されていますが、当然のことと思います。

そこで、このような子どもの権利の視点が欠けた国レベルの教育改革の対抗軸となり得る自治立法的改革として、「子どもの権利条例」をつくる自治体が増えてまいりました。

今、子どもたちの置かれている立場を考えてみても、地域で子どもの権利を十分に保障していく施策が必要と考えます。「子どもの権利条例」にかかわって、本市でも検討をされるよう求めるものであります。ご見解をお聞かせください。

2点目の質問は、教育振興基本計画が7月に閣議決定されました。この内容は、全国学力テストの実施や、新学習指導要領の徹底、愛国心教育など、子どものやわらかい心を国の鋳型に押し込めるものとなっており、この計画を国がつくり現場に実行させる、まさに教育に対する政治的な介入にほかなりません。

さて、国は地方に振興計画をつくる努力義務を課しています。しかし、法律上言いなりにする必要はないと考えます。

本市で策定するなら、本市の実態をよく踏まえ、教育条件整備を中心に据えた、例えば教職員の増員や、学校図書の充実、学校耐震化の促進、スクールガードリーダーの配置などの計画を策定すべきであると考えます。見解を求めるものです。

3点目の質問は、教育条件の整備をする上でも大切な鑑賞教室についてであります。

文化庁は、学校における鑑賞教室に関する実態調査を5年ぶりに行いました。全体で5年前と比較して実施率が減少しているようですが、その理由は予算と時間の問題にあるようです。

小規模校では、鑑賞教室は児童生徒の負担によって賄われているため、予算の関係上、毎年開催することが困難という学校もあり、また大規模校では授業時間のやりくりがつかなくて、開催が困難になっているようです。

これらの背景には、自民党政治のもとで教育、文化予算が大幅に削減されていることや、学力向上を理由にした授業時間増があることを申し上げておきます。

さて、そうは言ってもこのままでよいわけではありません。鑑賞教室への助成を拡充すれば、すべての子どもたちに年1回以上の鑑賞を保証することができますので、この点についてご検討をいただきますようご答弁をお聞かせください。

3つ目の質問に入ります。

実効ある地球温暖化対策の促進を求めて、質問をします。

地球規模の気候変動が始まっています。世界で、日本国内で、異常気象の影響が報告をされております。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)報告は、産業革命による工業化以前に比べて世界の平均気温が2度以上上昇すると、取り返しのつかない重大な変化が起きると予測しています。

今、地球の平均気温が産業革命以後 200 年を経た現時点で 0.76 度上昇しており、それに加えて、既に大気中に排出されてしまった温室効果ガスの影響で、これから 20 年の間に気温がさらに 0.4 度上昇すると予測されています。

そして、このまま何も手を打たなければ平均気温は今世紀末で 6.4 度上昇すると、これも予測をされています。

IPCC報告書の作成に携わった日本の科学者たちが出した国民への緊急メッセージは、「温暖化は私たち市民の予想をはるかに超えるスピードで進行しつつある。温室効果ガスの大幅な削減という課題に向けて、直ちに行動を開始する必要がある」と訴えられました。今、温暖化対策のタイムリミットは迫っているのではないのでしょうか。

IPCC報告書が気温上昇を2度以内に抑えるために提案されていますが、特に今までエネルギーを独占してきた先進国に対する削減目標が示されていますが、既にヨーロッパ連合は目標を達成しつつある中で、日米はガスを削減させるどころか、増加させているのが実態であります。日本政府は、温暖化対策を産業界や国民の自主的な対策に依拠した

ままであり、温室効果ガスの削減に歯どめがかかりません。

こうした中で、温暖化防止対策を推進していく上で重要な主体として、地方自治体の取り組みが期待されています。そこで、地域性に応じたきめ細かい政策を推進されることを求めて質問します。

1点目には、温暖化防止対策を推進するため、独立した条例を制定する自治体が出てきました。京都市や柏市、川越市などであります。本市では、環境基本条例が策定されていますが、本格的に温暖化対策に取り組む意味で独立した条例を策定し、市、事業者、市民等の責務を定める計画づくりが必要ではないかと思われまます。ご所見をお聞かせください。

2点目には、エネルギー対策は温暖化対策の要です。再生可能エネルギー、いわゆる自然エネルギーへの転換が必要です。エネルギー政策を重要な政策課題として取り組んでいる自治体があります。現時点では、エネルギー政策は国や電力会社が担当するものであり、自治体には余り関係のない問題であるとして、関連する政策は余り実施されてきませんでした。これを明確に位置づけ、体制の整備を図っていくことが求められると専門家も提言しています。

本市も研究をしていただきたいと考えますので、見解をお聞かせください。

また、4年前に廃止されました住宅用太陽光発電設備の補助制度復活の方針が国で出されました。ぜひとも、本市でも積極的に取り組まれるよう求めるものであります。ご答弁をください。

以上で、壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.5 ○健康福祉部長(濱島義和君)

それでは、議員から健康福祉部に2項目にわたりまして質問をいただきましたので、順次お答えしたいと思います。

まず最初に1項目目、介護保険、第4期事業計画の見直しに向けてのうち、最初の①番として、療養型病床の質問でございます。

療養型病床につきましては、国の方針によりまして、平成24年度までに大幅な削減が見込まれているところでございます。その受け皿となる医療療養病床や老人保健施設等では、対応が困難であると考えられます。

本市には介護療養病床はなく、市外の介護療養病床を利用している方は、現在約10名程度でございます。今後の国の施設サービスに対する動向を見極めたいというふうにご考えているところでございます。

また、軽度者の介護サービスですが、健康で生き生きとした高齢期を送るため、自助努力や地域における共助の仕組みも含めまして、介護予防を中心とした取り組みにより、高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて、介護保険制度を維持可能なものとしていくような、地域ケア体制の構築を目指してまいりたいというふうに考えております。

2点目の余剰金の質問でございます。

余剰金につきましては、介護保険財政の安定運営を支える大切な基盤と考えておりますので、余剰金の取り扱いにつきましては、現在設置しております計画策定委員会でのご審議を参考にまいります。

また、社会全体で助け合う介護保険制度の趣旨から、現行の所得段階を多段階にすることにより、所得階層から見た保険料設定の見直しを検討してまいります。

3点目の障害者控除対象者認定書の質問でございます。

この個別送付については特に考えておりませんが、従来どおり市広報によるPRとあわせて、納付書等へのお知らせ版の同封を考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、質問の2項目目、教育は子どもの権利を十分に保障するようにの、1番目の「子どもの権利条約」についてのご答弁を申し上げます。

条文は、特に子ども自身にかかわる、あらゆる事項についての子どもの最善の利益の確保、これは第3条でございますが、を中心に生命の権利、表現の自由、学ぶ権利など、日本国憲法にも定められた権利と同じ権利を定めたほか、虐待の禁止、子どもの参加、意見表明権、遊び休息する権利等々が挙げられております。

また、ご承知のように条約第44条での報告審査義務に従い、日本政府は報告書を児童の権利に関する委員会に提出しています。その結果、1996年と2004年の2回にわたりまして厳しい勧告がなされました。2008年4月に第3回政府報告書が国連に提出され、今後再び国連の児童の権利に関する委員会で検討がなされる予定になっております。

また、一部の自治体では、「子どもの権利条約」をもとにしました「子どもの権利条例」を制定しているところも承知いたしておりますので、先進事例を勉強し、あらゆる視点から考え、今後は教育委員会ともよく協議をまいりたいと思っております。

したがって、現段階では、条例等の制定につきましては考えておりません。

終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.7 ○教育部長(野田 誠君)

では、2点目の教育は子どもの権利を十分に保障するようにのうち、教育振興基本計画、さらには鑑賞教室の助成の拡充につきまして、順次お答えさせていただきます。

まず、教育振興基本計画についてでございますが、ご案内のように本年の7月1日に閣

議決定されました教育振興基本計画は、我が国の教育をめぐる現状と課題をとらえ、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにし、それに基づき、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を策定しています。

その中で、特に重点的に取り組むべき事項として9点を挙げておりますが、そのうち「確かな学力の保障」では、教職員定数のあり方等を検討するとしており、また「豊かな心と健やかな体の育成」では、読書活動の推進、スクールカウンセラーの活用などの推進を挙げております。

これに対しまして、現在の施策を国や県も含めて見ますと、少人数学級の推進については、小学校1、2年生の35人学級の実施、加えて来年度は中学校1年生での35人学級が計画されています。

スクールカウンセラーにつきましては、3中学校、1小学校への配置が行われました。

市におきましても、補助教員や学校図書館業務の全校配置、特別支援教育支援員の増員を進めていただいております。

しかしながら、この7月に閣議決定された教育振興基本計画は、ご指摘のとおり教育予算増の確保を期待していたことにこたえたものとなっておりません。ぜひとも、未来の先行投資にふさわしい基本計画となることを切に願うものでございます。

続きまして、鑑賞教室への助成の拡大につきましては、学校における芸術鑑賞につきまして、劇団や楽団等の協力を得て本物の芸術に触れる機会をさまざま工夫しているところでございます。

県の学校への芸術家等派遣事業等を活用して、中学校では音楽家を、小学校では現代美術家を招聘して、芸術鑑賞等を行っております。

また、命を大切に作る心をはぐくむ事業を活用して、劇の鑑賞を行ったり、さらに文化庁「本物の舞台芸術体験事業」に申し込み、「東京イリュージョン」による「江戸手妻」、水芸のことです。「江戸手妻」の鑑賞も行ってまいりました。このように機会あるごとに芸術の鑑賞をできる限り企画しているところでございます。

また、市教委の取り組みといたしましては、この7月には文化会館で市民ボランティア「文化の風」による「松田昌&佐山雅弘コンサート」を催したり、「子どものためのワンダーランドオーケストラ」の事業を企画したり、子どもたちに芸術に直接触れる機会を確保するよう努めています。

「松田昌&佐山雅弘コンサート」でのピアノカ隊や、豊明児童合唱団の愛知県芸術劇場での「名響スペシャルコンサート」や「ワンダーランドオーケストラ」への出演、さらには3月に児童合唱団によるコンサート等、参加型事業を実施しております。

費用負担も配慮しながら、一層芸術鑑賞の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.9 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、市民部所管に係る2点のご質問をいただきましたので、ご答弁を申し上げます。

まず、実効ある地球温暖化対策の促進を求めての中から、1点目、温暖化防止対策を推進するための条例の制定についてご質問をいただきました。

本市には、平成11年に制定されました豊明環境基本条例というのがございます。これは議員のご質問の中にありました条例でございますが、この条例は、環境資源を適切に管理し、良好な環境を総合的かつ持続的に創造することにより、環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共生することができる社会を実現し、将来の世代に継承していくために制定された条例でございます。

この条例に基づきまして、豊明市環境基本計画である「21世紀のとよあけ環境羅針盤」というものが策定されております。

この中で、ご質問のありました温暖化防止対策として、環境汚染のないまちづくりや、地球規模で考えるこのまちの取り組みなど、19項目のテーマを掲げまして、市民参加、市民行動を推進しているところでございます。

議員がご提言の温暖化防止に係る新たなる条例の制定も意義あることと受けとめておりますが、本市では実効ある施策をまず推進していこうということで、数々の事業を今まで実施してきております。

ごみの分別収集推進によるごみ焼却量の削減、それから廃食用油リサイクル事業、いわゆるBDF燃料をごみ収集車に使用し、また有機循環推進事業による生ごみの堆肥化、それから太陽光発電システムに対する補助事業は現在は終わっておりますが、そのほかにはレジ袋の有料化、マイバッグ運動等の事業を鋭意進めてまいりました。

今申し上げましたような事業は、現在ある環境基本条例に基づき施策を具体的に進めてきているわけですが、こうした状況から、議員がご提言の新たなる条例制定については今後の課題とさせていただきたいと思っております。

なお、今年度から新しい本市の事業としまして、ECOとよあけ認定事業所認定制度を実施しております。まだ、この事業については参加企業が少ない状況であります。今後は商工会などにPRをしてまいりまして、さらに参加の要請をしてまいりたいというふうを考えております。

かわりまして、2点目のご質問にお答えをいたします。

実効ある地球温暖化対策の促進を求めての2点目でございます。

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーである再生可能エネルギー、これは太陽光発電とか太陽熱利用、それから風力エネルギー等のエネルギーであり

ますが、再生可能エネルギーにつきましては、本市では太陽光を利用した住宅用太陽光発電システムの設置費の補助制度を実施していました。

平成 13 年度より 17 年度までの 5 年間補助事業を実施し、合計で 120 基、総額 3,800 万円余りの補助をしてまいりました。ご質問のありました、廃止したこの補助制度の復活のことについては今のところ考えておりません。

こうした関連した事業としまして、平成 20 年度から愛知県では住宅用太陽光発電施設への支援とグリーン電力証書の活用促進を目的に、グリーン電力証書を購入するモデル事業を実施しておりますので、この制度の活用の PR を今後図っていきたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.11 ○13番(前山美恵子議員)

では、介護保険のほうから入ってまいります。

療養型病床に入っていらっしゃる人が 10 人で、今後国の動向を見るということですが、高齢者の担当会議が 2 月 27 日に行われて、そこでは療養型病床は廃止をされるということは、国の動向としてもう決まっているわけです。

国がこういうふうに出して、愛知県の地域ケア体制でどういうふうかと言いますと、療養型病床が大体 3,000 か 4,000 くらいですが、これをなくしてしまって老人保健施設とか老人福祉施設のほうに切りかえていく。こちらのほうは、計画としては地域ケア体制整備構想では増設が大体 5,300 くらいあるから、吸収をされるからいいではないかと数字的には見られそうなんですけれども、療養型病床と老健施設では体質が違います。

それで新型老健をつくるということですが、日本療養病床協会の研究者の方が、35.7% の人が手厚い医療が必要であるにもかかわらず、老健へ行くと、やはりそれでは間に合わないというか、受け入れ体制はとてもできない、こういう人たちがどこへ行くのかということが大変心配されるわけです。

ただか 10 人といっても、そういう医療が必要であって老健ではとても医療行為ができないという人たちについて、市では、これは例えば自宅療養になりますと、今までの経過でも家族で介護が困難になって再び入院して早くに亡くられるというケースがたくさん報告されているわけですし、療養型病床を廃止するという意味は、そういう意味がかかっているわけであります。

ですから、国の動向よりもまずこの体制をきちっと、本市だけでは地域密着型を増設して

も、計画しても、これは受け入れがなかなかできないので、やはり国を変えていく、県のこういう計画を変えさせていくことが、介護難民を生まれさせない早道であると思いますので、やはり国に強い働きかけをしていただきたいと思います。

それで、軽度者の問題ですが、第3期で軽度者を要介護1、2から要支援1、2に切りかえていくということが起きたわけです。

それで、この2年間で2億という余剰金が生まれたその影にどういうことが起きたかということ、18年の3月に要支援の人は60人だったんですが、この要支援の人たちがどんどん増えていったということが、市のほうから出していただいたデータでもわかります。18年3月には要支援が60人で、要介護は大体500人くらいいらっしやった。

けれども、19年5月には、要支援1、2がもう183人にもなってしまうと、要介護1の人でも450人に減った。

それから20年3月、今年ですが、これは要支援の人たちが266人に増えて、要介護1の人が406人になったということで、要介護1、2から要支援1、2へみんな、強制的ではないんですが、軽度者をつくるということで移行しました。

そこで、市内ではどういうことが起きているかといいますと、ちょっと私もお聞きをしたんですが、要介護2から要支援1になった88歳の方は、家では歩行は大変困難で、左が麻痺して、右手でつえをつきながら何とか家の中は歩いていたんですけれども、転倒を繰り返してなかなか外へ出られない。

でも、要支援1ですので、外へ出るときは今までは電動車いすがありました。それから電動のベッドがありました。ところが、これが受けられない、だからリハビリに行くのもやめてしまった。

そして、これはショックも大きかったようで通院もあきらめてしまった。そして、特にヘルパーが1週間に3回、これが1時間ずつ、上限がありまして1回に1時間しか使えないということになったわけです。今までは1時間、2時間使えたわけですが、細切れのサービスになってしまって受けられない。

そういう状況で状態が大変悪くなったので、今度再申請すれば介護度がかなり上がるのではないかというふうにヘルパーの人たちはそう見ているんですが、こういう現況が、この要介護1から要支援に移ることによって陰でいっぱいあるということをお聞きしているんです。

特に2段階というか、2つ下がったというのが多いというふうにもお聞きをしているものですから、介護給付費の予防給付のほうが数段に減っているというのは、受けづらいという現状があるようです。

この点について、やはりこれをきちっと今度は改善させる計画が必要ではないかなというふうに思うんですけれども、こういう点については、何らかの手だてを打てる体制をつくっていただけるんでしょうか、お聞かせください。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.13 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

確かに昨年の7月に厚生労働省のほうからまいりまして、査察といいますか、指導がございました。そして、豊明市は非常に重度化が進行しているということで、いわゆる適正化事業の枠組みの中に入って現在に至っているという現実がございます。

一つは、こういう2階層下がるというのは極端な例でございますけれども、やはり更新申請の場合、調査員が84項目質問いたします。そうした場合に、往々にして高齢者の方は、自分は悪くない悪くないということで非常に軽度なことを申告されます。そうした部分がいわゆるコンピューターの一次判定によりましてランキングが下がるということで、2段階下がっているのではないかなという事態も考えられます。

したがって、もしこういった2段階も下げて生活に支障を来す、介護に支障を来すという部分があったら、更新申請という手だてもございますし、区分申請という方法もございますし、更新申請は1年でございますので、その時点ではそのようにしっかりした認定調査をして対応したいと、このように考えております。

終わります。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.15 ○13番(前山美恵子議員)

この問題は、重度化の指摘があったから変更したら、さらに重度化が増えたという逆作用が起きているということと、それから市の間にケアマネジャーがあるということで大変つかみづらいという問題がありますが、こういう問題を放置しておいてはいけないものですから、こういう問題が見えたら、こういう問題についてちゃんと対処できるように。

それから、必要なのになかなかサービスが受けられないというのは、その認定のところにも問題があります。やはり国の言いなりでは受けられないという状況が随分生まれますので、そこのところは考慮をしていただきたいと思います。

介護保険料ですが、現在のところでは2億900万余剰金が出ていまして、これを単純に計算すると、今度の3年間を充てますと1カ月466円、これは3年間ですので、1カ月ずつ計算をしますと介護保険料が引き下がる計算になるんです。

そういうふうに計算をしたんですが、これから介護報酬が上がったりとかいろいろされるんですけれども、やはりこの見直しの段階で何が必要かと言いましたら、もう既に滞納者が相当いらっしゃるわけですね。

これは今年の2月のデータですけれども、第2段階の人が一番多い。これは収入80万円以下、生活保護基準以下の人ですが、この人が年間2万7,300円の介護保険料を払わなきゃいけない。それから年収82~83万になりますと、この人が4万900円の介護保険料を払わなければいけないけれども、払えないという悲鳴がこの数として上がってきているわけです。

この段階はもう住民税非課税ですよ。住民税非課税というのは、これ以上払ったらもう生活ができないというところから払えと言っているわけですので、払えるわけがない。この点について、やはり減免制度を厚くしないといけないのではないかとということで、今回、多段階によるそういう一つの方法もありますが、減免制度の中身をもっと充実させる制度が必要だと思います。

それで、介護保険料にかかわってもっとひどい現状が、住民税の増税とか、さまざまな年金者控除の廃止とかいろいろで、収入が増えていないのに非課税から課税になってしまった人、これがもっとひどいわけです。

普通でしたら2万7,000円くらいの保険料でいいはずが、4万9,000円、5万4,000円とか、2段階とんとんと上がって高い保険料を払わなければいけない、こういう現象が起きていますので、この点についての改善についてお聞かせください。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.17 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

確かに税制改正によりまして、収入は同じなのに控除の関係で課税になったという方もおみえになります。

介護保険には、18年度からこの3月の条例改正を含めまして3カ年、激変緩和という措置が設けられております。所得第2段階から第4、第5段階に上がった方が対象ですが、設けられております。

そして、21年度も7月でしたか、舛添厚生大臣のほうから「21年度も激変緩和措置を継続したい」というコメントが発表されました。決定はされておりませんが、恐らくこの方向で動くのではないかとこのように考えております。

終わります。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.19 ○13番(前山美恵子議員)

時間がちょっと押してきますので、次の障害者控除の認定については、お知らせを送付するというのですが、2003年2月に国税局が対象者については対象者認定書、それから控除対象者認定書を極力同時に交付するようという通達が出されています。それによって今、認定書、それから申請書を送るところが増えてきて、断トツに控除を受けられる方が増えてきたわけです。

来年の確定申告までの間ですので、まだちょっと日にちがありますので、お知らせとは言わず、これについて他市が実施しているところについて研究をしていただいて、また次の機会にご答弁をいただきたいと思います。

子どもの権利ということで、条例については考えていないということですが、今子どもの現状は大変厳しいというのは私も壇上で申し上げました。まだいじめとか不登校とか、これはなかなか減っていないということですが、新たにインターネットの裏サイトによるいじめ、この前、私は伊賀市でお話を聞いてきたんですが、インターネットの裏サイトによるいじめによって嫌がらせをしている、そういう人たちを把握するためにアンケートをとったら、子どもの心にすごいストレスがあるということがありありと見えているんです。

それは、やはり子どもの権利、人権を尊重するという問題が大切なんだということで締めくくられたんですけども、こういうことは条例をつくらなくても学校教育現場でも、先生が子どもたちに「あなたはそんなにがちがち競争しなくてもいいんだよ」とか、「自分のありのままを出してもいいんだよ」とかという教育が、やはり必要ではないかなというふうに思うんです。

私も6年か7年前に質問をさせていただいたんですが、その点について現状と、それから今いる子どもたちにどう対処していったらいいかということ、教育長のほうからお聞かせいただきたいと思います。

なるべく早くお願いします。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.21 ○教育長(青木三芳君)

なるべく短くというのが、どの程度の時間をお許しいただけるかちょっと見当がつかませんが、現在この「子どもの権利条約」等につきましては、小学校の6年生の社会科、それ

から中学校の公民分野等で学習をしております。

「人を教えてなぜ己を教えぬ」というのが教育に携わる者の鉄則でありますので、当然子どもたちに教えるに当たっては、まず教員等みずからが、そういうことについてはしっかりと研修をしているところであります。

それから、この「子どもの権利条約」は、簡潔な言い方をしますと5つの要点、要件があるかなというふうに思います。

1つは生きる権利、それから2つ目が育てる権利、それから守られる権利、それから参加する権利、そして5つ目も大変大切であります。他者の権利を尊重する。この5つの要件が、この「子どもの権利条約」の中では非常に重要であると思っております。

「子どもの権利条約」にかかわっている今子どもを取り巻く状況等、大変懸念される状況等は全くおっしゃるとおりでありますし、私も本当に痛く心に受けとめているところであります。

もろもろの対応とあわせて、根幹にあるのはやはり人権教育にあると思います。これはもちろん道徳のみならず、そして今の社会科のみならず、学校教育活動全体でこの人権教育等については進めていくことになるわけですが、本市にあっては人権教育推進の7観点というのを定めて進めております。

1点は基本的人権の尊重、2つ目は判断力の育成、そして3つ目は正義感の育成、それから4つ目が主体性の確立、そして5つ目が勤労観、職業観の育成、最後は基礎学力の育成、この7つの観点を大切にして、現在基本的人権の推進、それから人権教育の推進等を進めているところであります。

以上です。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.23 ○13番(前山美恵子議員)

私も川西市の「子どもの人権オンブズパーソン条例」というのも視察に行ってきたんですけども、これをつくる過程で、子どもの状況を市民から、親から、それから先生たちが知るといことが大切で、その子どもたちをどうしたらいいか、どう権利を守っていったらいいかという、その審議過程が大変大切であるということで、権利条例をつくるまでにもう16年、17年とかかかってつくっているわけです。

豊明市も今すぐつくれとは言いませんけれども、やはりそういう子どもの状況をよくつかんで、子どもの問題をどう解決していくかといういろいろな研究をしていただいて、最終的にやはり条例が必要だということなら取り組んでいただきたいというふうに私は思いますの

で、これは学校教育だけでなく、児童課だけでなく、ほかのところでも健康課が入っていたりとかして一緒につくっているものですから、そういうことに向けて今後研究をしていただきたいと思います。

振興基本計画については、ちょっとこれは飛ばします。

鑑賞教室ですけれども、やはり子どもの負担にかかってきているわけですから、1人当たり600円とか700円かかることによって、芸術鑑賞とかそういうのを、小さな学校ですと1年にそれだけ分集まらないから飛ばしたりとかということが過去にもあったりして、2～3年たって、やっと集まったから鑑賞するとかということもあったみたいです。

ここ近年は、そうやっていろいろな事業に乗ったりしてご努力はしていただいているんですけれども、日進市は中学校にはちゃんと教育委員会から支援しているし、大府市でもやはり足りない分については支援をしているということで、小さい学校についてはちゃんと毎年できるように、計画を立てたらやはりその分だけは支援をするということが必要ではないかなと思うんです。

家庭でこういう芸術鑑賞をしようというのは、今貧困と格差の社会と言われておりますけれども、そこに経済的な余裕がないとなかなか家庭では行けないということもありますので、この点について取り組んでいただければと思います。これも短くお願いします。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.25 ○教育長(青木三芳君)

励ましの言葉をいただきましてありがとうございます。

本物の芸術に触れるというのは、豊かな感性を育てる、情操を育てるということで大変大きな意味合いがあります。

当市は、以前そういった事業等に対して予算組みをしていただいていたところですが、私の着任する前でしたか、残念ながらその予算が今外されてしまっております。現在、先ほど申し上げたようなそういった努力等を重ねながら、子どもたちに少しでもということをやっております。

費用負担等につきましては、教育委員会だけの問題ではありませんので、そういったことを十分踏まえながら、一度あり方等については勉強してみたいと思います。

以上です。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.27 ○13番(前山美恵子議員)

地球温暖化対策についてですが、今年こんな猛暑だったものですから、私も大変にわか勉強で今回質問をさせていただいているんですが、今手を打てば何とか間に合うという専門家の言葉なので、大体国際的に見てもドイツとかヨーロッパは進んでいますよね。

日本がこういう姿勢だもんですから、特にまた日本の中でも、東京はこの温暖化防止についてはかなり力を入れているということで、大変いい条例をつくっているんだけど、愛知はそれに比較すると大変ひどい内容だということで、そこにある自治体がやはり本気になって取り組んでいないというのが今の実情です。

今回の豊明市の環境基本条例にあっても、つくった数年前と今の段階と随分違うと思うんです。緊迫感が違う。温暖化対策についてはもう一刻の猶予もならないという状況なら、やはりこれを見直す、それから実効あるものにすべきだというのが今の研究者の提言なんですけれども、環境基本条例というか、環境基本計画で市の関係ですと、どちらかという和省エネ型ということで、温暖化対策でCO2を削減しなければならないということはみんな当然わかっているんですが、CO2を削減するとなると、一つの方法は省エネか、新しいCO2を出さない自然エネルギーにかえるか、この2つしかないわけです。

そうすると、皆さん一生懸命やっているけれども、省エネというのは限界がある。これで温暖化対策を全部クリアしようというのはとても無理なことなので、自然エネルギーを活用しようという今研究者は出しているわけです。

自然エネルギーについて、やはりちょっと遠い問題というふうに思うんですが、今全国各地を調べてみても、風力発電はなかなか豊明市は無理なんです、太陽光発電については公共事業所に取りつける運動も始まっていますし、それから太陽光発電は当市は120基つけられましたけれども、あるまちで補助金に上乗せをして進めたところ全世帯の5%、豊明市は0.5%ですが、5%が太陽光発電に取り組んだと。それで風力発電も加えて、そのうちに、そのまちはもう100%自然エネルギーにかえるという、そんな勢いのあるところなんです。

自然エネルギーというのは、わりと小型でいろいろできるということで、大変力があるのではないかなと思うんですが、それに取り組むのに、やはり市民の啓発活動というのが大変必要だもんですから、条例があるといいなとは思いますが、条例がなくても、そのところにやはり啓発活動をやっていく、そういう見直しが必要ではないかなというふうに思うんですが、その点についてお聞かせをいただきたいのと、それから住宅用の太陽光発電、これが国の概算要求で盛り込まれそうですので実現するかもしれない。

そうすると、直接市からではなくてNEDOを経由して補助金が出るかもしれないんですが、なかなかこれは今までの120~130基では追いつかないわけです。市として特別に助

成を先ほどのようにして、やはりこれをたくさん進めていくということが必要ではないかなというふうに思います。

それとほかのところでは、市民が資本を出し合って電力供給をNPOをつくってやっているところが結構あります。こういうのもやはり勉強、研究、それから視察をしてきて市民にPRすることが大切かなというふうに思うんですけれども、こういう幾つかの点について、見解をお聞かせいただけたらと思います。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.29 ○市民部長(竹原寿美雄君)

再質問をいただきました1点目ですが、啓発活動についてという点からでございますが、ご答弁で申し上げましたとおり、本市におきましてはかなり先進的な施策を実施してきていると思います。

具体的には、一番新しいところでは、県内に先駆けてレジ袋の削減、有料化、マイバッグ運動というのを進めてまいりました。それから、生ごみの堆肥化事業についても、これも他市に先駆けて実施をしております。

本市では、他市に先駆けてこうしたいろいろ新しい事業をしてきております。そうしたものについて、今月の広報を見ていただいたかと思いますが、そうした全体的な事業をその都度その都度皆様にお知らせをしております。

そうした中で、十分とは言いがたいとは思いますが、それなりに啓発活動を実施してきておりますので、また今後もさらにいろいろなことを勉強しながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、太陽光発電の問題でありますけれども、議員がおっしゃったように、国のほうで再度、補助制度が立ち上がるというような情報は聞いております。

ただ、どのくらいの規模の補助制度になるかということは、まだちょっと情報を得ておりません。

その辺、国の補助の状況だとか、太陽光発電の補助が行われていない団体は、現在半数以上あるわけですけれども、そういった状況も踏まえながら、改めて国の補助制度ができた時点で考えていきたいというふうに思います。

以上です。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

残り時間1分であります。

前山美恵子議員。

No.31 ○13番(前山美恵子議員)

省エネではもうあれだし、今のこの道順ではとてもCO2を全体で削減することは、地球温暖化を防止することはできないということで、日本の科学者ももうすべて自然エネルギーにかえるべきだと、そのためのシミュレーションとしては、2080年くらいにはもうすべて自然エネルギーにしないといかぬという、そういう提言、シナリオを出しているわけです。

そうすると、少しずつでもとにかくしていかなきゃいけないということで、東京は2020年までに20%自然エネルギーにかえるという、この目標を持って今進んでいるんです。

愛知はそういう形ではなくて悠長に構えているものですから、そうではなく、やはり市のほうでも積極的に自然エネルギーの取り入れについて取り組んでいただきたいと思います。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、13番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前11時1分休憩

午前11時11分再開

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番 一色美智子議員、登壇にてお願いいたします。

No.34 ○11番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、温暖化防止・地球環境保護のために。

過去最多の22カ国が参加して、7月7日から9日まで3日間にわたって開催された北海道洞爺湖サミットは、主要8カ国の首脳らが集まり、さまざまな問題を議論いたしました。

特に、主要テーマの地球温暖化問題では、議長国を務める日本の福田康夫首相がリーダーシップを発揮し、温室効果ガスの排出量を2050年までに半減させる長期目標を世界全体の目標とすることで合意するなど、大きな成果を上げましたが、今後も各国が取り組

まなければならぬ課題も多くあります。

地球温暖化問題は、今回のサミットの最大のテーマでした。

そこで、質問をいたします。

1番、地球温暖化防止の取り組みを家庭から広げよう、打ち水が資源を大切にする習慣づくりにつながるとの観点から、風呂の残り湯をまき、涼やかな風を送るPR、考えを伺います。

2番、地球を救う小さな節約として、身近なCO2削減の例として、洗濯機やエアコンなど電化製品のプラグを抜くことで、待機電力の消費を抑えることができ、家計面や環境面の無駄を減らせること。

また、歯磨きをするときにコップ一杯で済ませれば、5人家族で23リットルの節約になるなど、水や電気の節約術の実践と意識啓発のお考えを伺います。

3番、このほど開かれた洞爺湖サミットで、地球温暖化防止が待ったなしの課題として話し合われました。温暖化防止へ温室ガスを削減するには、家庭、オフィス、学校などあらゆる場所での地道な取り組みが大切だと思います。

岐阜県各務原市では、全小中学校の児童生徒が、総合学習で各学校ごとに地球にやさしい環境活動に取り組んでいます。

活動を通して、2007年度の小中学校の水道、電気料金の総額が、過去3年の平均に比べて約1,180万円も節約することができるなど、大きな成果を上げているそうです。

節電、節水に取り組み、教室の消灯などを全校に働きかけたり、節水では「鉛筆1本分の太さで水道を使いましょう」と呼びかけたりしています。こうした取り組みが、児童生徒の家庭にも広がり、効果を上げているそうです。

本市においても環境教育の推進を行い、環境活動の実施を行っていく考えを伺います。

4番、地球環境保護のため、金銀やレアメタルを含んでいる入れ歯に含まれる貴金属を回収している自治体もあります。

資源リサイクルの一環として、公共施設を中心に入れ歯不要ボックスを設置すべきと考えますが、ご所見を伺います。

5番、CO2を大気中にまき散らす化石燃料の代替エネルギーとして、世界的に注目を集めているのがバイオディーゼル燃料、BDFです。

原料にトウモロコシなどの穀物が使われているのは有名ですが、全国各地では家庭などから排出される廃食油を再利用する試みも進んでいます。

京都市では、「京都議定書」が結ばれた1997年から、廃食油の回収を先進的に開始いたしました。

当初13カ所だった回収拠点は、毎年、集会所前、家の玄関前、店先などに拡大、現在では市内約1,270拠点到まで広がり、年間約16万リットルの廃食油を回収しています。

回収作業は、自治会、PTA、子ども会など、さまざまな市民団体や個人が地域に呼びかけて実施しています。月1回、各拠点にあるポリタンクに集めています。

回収された廃食油は、市が委託する民間業者によって市廃食油燃料化施設に運び込まれ、BDFに精製されます。

BDFは、市内を走るごみ収集車と市バスの燃料に活用され、市バスが走っているのを見ると、自分たちが回収した天ぷら油が役に立っているんだとつくづく実感するそうです。

本市におきましても、ごみ収集車に利用し、本年の4月から家庭から出る廃食油を試験的に回収をしていますが、今後のお考えをお示してください。

次に2項目、豊明市の発展のために。

昭和47年8月1日に市制施行して、本年で36年目を迎えました。豊明市とともに歩んでこられた企業、商店の方々の今後の活用の場について伺います。

1番、日本の企業でも30年以上続けている企業は少ないと思います。30年というと、大体一代だと思います。

豊明市とともに歩み進んでこられた35年以上の企業、商店の数をお示してください。

2番、この方たちは、これまで地域の特性に応じ培われてきた伝統を受け継ぎ、発展させ、腕一本で生きてこられた独創性のある方々です。

この方々の意見、考え方を聞く場、仮称「匠の会」が必要と考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

3番、今、自分の仕事を持ちながら、学校で今までの経験を生かし、児童生徒に授業をしていただく社会人先生が人気になっております。

国の教育に関する専門家の会議でも、社会で経験を積んだ人を積極的に先生として活用しようと話し合われています。

幅広い経験やすぐれた知識、技術などを持つ社会人を学校教育の場で活用することは、学校教育の多様化や活性化を目指す上で非常に重要との指摘もあるそうです。

また、人生の達人として、学校の先生たちが教えられないことを教えていただき、知恵をいただく、人に語るということは、その人たちが昔に戻り、これからの人生の生きがいにつながると思います。当局のお考えを伺います。

4番、中小企業に関連して、ものづくり教育について伺います。

21世紀において、素晴らしい製品を生み出すものづくり産業が東京のみならず、日本の経済力の源泉であります。その意味で、ものづくりを支える人材の育成が必要であると思います。

一方、日本青年研究所の21世紀の夢に関する調査報告書によれば、若者が将来つきたい職業として先端技術者を選んだ比率は、アメリカや中国と比べて日本は大変に低くなっております。将来を担う若者がものづくりへの関心が低いということは、大きな問題であると思います。

そのため、これからは教育の場で科学技術に関心を持ち、ものづくりに従事したいという子どもたちを活用して育てることが、今後重要になってくると考えます。

そこで、総合的な学習時間の中で、ものづくり現場の訪問やものづくり体験学習を行う、

ものづくりに挑む人材を育成するための具体的な施策を考え、進めるべきと考えますが、ご所見を伺います。

次に3項目、市民サービスの向上について。

1番、役所のサービスにおいて、情報提供がまず第一だと考えます。

情報社会の現在、視覚障害者を始め、小さな字を読むのに苦労されている高齢者の方々もみえると思います。

視覚障害者にとって最も一般的な情報収集の一つに点字があります。現在、日本国内で障害者手帳を保持されている方が約30万人いますが、この30万人の視覚障害者の方の中で点字を利用されている方の割合は、何と10%にも満たないそうです。

こういった視覚障害者に対する情報格差をなくすための手段として、最近ではさまざまなIT技術を駆使した情報提供機能のソフトとハードが日進月歩で生まれ、発展しています。

そういった技術の発展に伴って、視覚障害者のパソコン、インターネットの利用率が、平成10年に約3%であったのが、平成11年に約20%にまで急進し、平成15年にはおよそ70%の方が利用しているとの統計データもあります。

こういった視覚障害者に対する技術と環境が発展している状況下、行政としても障害者にとって健常者と同様に重要な情報を、いかにスピーディーに、かつ的確に提供していくことができるか、ぜひとも当分野での最新の技術トレンドに常にアンテナを張りめぐらせ、そして積極的に活用し、情報バリアフリーの実現に向け、ご尽力をしていただきたいと思います。

そこで、質問をいたします。

日常生活をしていく上での基本的な情報や各種手当や健診、住民税、介護保険に関する通知、そして災害、防災に関する事柄などを、情報バリアフリー化していくことは、視覚障害者だけにとどまらず、細かい文字を読むのに苦労されている弱視の方々や高齢者の方々にも、非常に重要なサービスであると思います。

このような情報を音声データで市のホームページで利用できるよう、情報バリアフリー化の実現を提案いたしますが、当局のお考えを伺います。

2番、健全な財政運営のための税の納付体制について伺います。

市の大きな財源である市税の納付対策としては、いろいろ苦労をされていることと思います。

しかし、各家庭では生活に経費がかかり、税金を払う余裕がない。また、税の合同徴収をしてほしい、毎月平均納付にしてほしいなど、納税への理解や意識啓発がもう一歩大切だと実感しております。

景気の回復はまだ実感できない本市の状況では、滞納件数も依然として減少していない実情です。滞納者への夜間徴収も続けることは必要ですが、各市町でも知恵を絞り、納税に対する経費の削減や納付しやすい環境づくり、きちんと税金を払っている人との公平性の重要性を強調して、前向きな取り組みで成果を得ているようです。

一番確実に納付できる口座振替を積極的に増加させる働きかけも、収納向上のキーポイントといえます。

そこで、収納確保と滞納状況への今後の対策はどのようにお考えか、伺います。

次に3番、核家族や共働きが増えている中、また単身者など、多様な生活の中で平日の日に市役所に出向くことができないと、いろいろ理由があります。

各種税金がいつでも気軽に納付できるコンビニ納付の導入を図ってはどうか。口座振替手数料10円に比較し、コンビニ納付は60円前後と割高ではありますが、最近ではカード決済の導入を実施しているところさえあります。

コンビニ利用者が多く、24時間営業の気軽さなど、時代の流れを的確につかみ、納付しやすい各種税金のコンビニ納付の導入を図ってはどうか、対応予定を伺います。

次に4項目、子育て支援について。

1番、「ほほえみプロデューサー事業」について。

子どもへの虐待を未然に防ぐため、青森県では2007年度から日常生活の中で子育て中の母親らに寄り添い、ほほえみを引き出すことで、不安や悩みをやわらげることのできる人材の養成に取り組んでいます。笑いの力に着目した青森県のユニークな取り組みです。

虐待の背景には、親の孤立やゆとりのなさがあるといいます。虐待する親が悪いと言ってしまうのは簡単です。

ただ、親も一生懸命頑張っています。そうした親が気軽に相談したり、ストレスをやわらげられる地域づくりが求められていると思います。

この事業の特徴は相手に寄り添い、ほほえみを引き出せる人材、「ほほえみプロデューサー」を養成し、それぞれが日常生活の中で子育て中の母親らと積極的にかかわり、ほほえみを引き出すことで、不安や悩みをやわらげようというものです。

この事業は、県民なら1時間の講習を受ければだれでもなれ、「1日5回笑って、1日5回感動する」をテーマにほほえみプロデューサーを増やしています。

このような事業を行ってはと思いますが、当局のお考えをお聞きたいです。

2番、子どもたちを危険から守るため、公用車、ごみ収集車における防犯啓発等の広報活動についてお伺いいたします。

本市において子どもが不審者に声をかけられたり、盗難や振り込め詐欺、車上荒らし等の被害が発生いたしており、大変に心配されております。

市の広報等では文書での呼びかけは行っておりますが、特に高齢者の方には余り読まれていない現状があります。

そこで、市の公用車、毎週月曜日から金曜日まで市内各地を巡回するごみ収集車で、安心・安全なまちづくりを目指し、子どもの安全や盗難、詐欺への呼びかけなど、防犯啓発の呼びかけを実施し、子どもたちの安全対策や詐欺事件等など、さらに被害に遭わないため、ごみ収集時における市民、子どもたちへの防犯啓発意識等の実施についてのお

考えをお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.36 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは全部で5点、市民部に係るご質問をいただきました。順次、ご答弁を申し上げます。

温暖化防止・地球環境保護のためには、4点のご質問をいただきました。

まず1点目ですが、温暖化防止の取り組みを家庭から広げようということで、風呂の残り湯の打ち水をというご質問でございます。

先般、とよあけ生活学校を対象に、出前講座ふうに地球温暖化防止を考える学習会を開催させていただきました。「家庭からCO2を減らそう」というテーマで話をさせていただきました。

ご質問の風呂の残り湯も、雨水や風呂の残り湯を利用しようということで、打ち水や洗濯に使いましょと呼びかけさせていただきました。

ほかにもCO2を減らす方法として、マイバックを持参しレジ袋は断りましょ。また、電気製品を買うときは、省エネルギー性能の高い物を選びましょなど、21カ条にわたるお話をして、実行の協力を呼びかけました。

考えようエコライフ、冷暖房でエコライフ、ごみを減らしてエコライフというような内容の柱で学習をしていただきました。

こうした取り組みを行っていますが、市民の方へのPRにつきましては、市広告塔に「打ち水大作戦」として、7月の22日から8月23日までの1カ月間、啓発を行いました。

また、最近ではテレビ、新聞等でもよく取り上げられております。そういったこともありますので、機会あるごとに啓発をしていきたいというふうに考えております。

変わりました2点目は、身近なCO2削減の例ということで、洗濯機やエアコンなどの電化製品のプラグを抜きましょというようなご質問でございます。

本市としましては、地球温暖化を防ぐために、一人ひとりが日常生活でできることを知り、実行しましょと、「身近にできるエコライフ」というもののPRを現在させていただいております。

その中では、蛍光灯や電気機器は小まめに消し、使わないときには主電源を切り、コンセントを抜くとか、環境家計簿をつけて環境にやさしい日常生活となっているかチェックするなど、12の提案を呼びかけております。

現在は、各施設内に掲示するのみでありますので、今後は広報、それから市のホームページ等に掲載をして、積極的な啓発を図っていきたいというふうに考えております。

変わりました3点目、同じく温暖化防止の関係の資源リサイクルの一環として、入れ歯不要ボックスを設置をしたらどうかというご質問でございます。

資源を持たない日本の将来を危惧してのご質問をいただきました。入れ歯のリサイクルについては、当市の状況を調査したところ、市内の歯科医院には「ははの箱」が昭和61年より設置されております。

これをリサイクルし、収益金については、歯科医師会より社会福祉協議会へ毎年、寄附をしている状況があります。

また、県内の状況を調査しましたところ、2市2町で公共施設等で回収ボックスを設置をしています。

これは、NPO法人入れ歯リサイクル協会と社会福祉協議会が協定を結んで、収益金を日本ユニセフ協会と地域社会の福祉の向上のために社会福祉協議会に寄附するものであります。

こうした取り組みは、リサイクルという意義だけではなくて、社会福祉という観点からも重要な意義を持つものと考えております。

ご質問の件につきましては、関係部局と調整をしながら、限りある資源の有効利用を促進をしていきたいというふうに考えております。

変わりました4点目でございます。同じく温暖化防止の関係で、廃食用油の回収の件でございます。

本市では、昨年9月に廃食用油をリサイクルする装置を、国の補助金を受けて購入をさせていただきました。

1日当たり40リットルの処理能力で、2台のごみ収集車の燃料を精製し、燃料として使用している状況であります。

年間1万リットルの廃食用油を処理できますが、この量につきましては、学校給食センターから排出される量と、ほぼ同量となっております。

それから、家庭から出る廃食用油も、20年の4月より清掃事務所において持ち込みを受け付けております。

地球温暖化の問題とごみ減量推進のためには、廃食用の油リサイクルを考える前に、ごみの排出規制を第一と考えております。

エコクッキング等の工夫により排出量を削減し、それでも出るものはリサイクルというように啓発に努めております。

今後の問題として、家庭から出る廃食用油につきましては、油の状況によって使えない場合もございます。動物性油というようなものだとか、酸化度の高いものにつきましては、再利用ができない場合もあります。

そうしたものを踏まえまして、今後、回収の拠点の場所についても考えて、いろいろ検証

しながら、場所についても考えていきたいというふうに考えております。

最後、5点目になります。子育て支援の中の2項目目でございます。

公用車、ごみ収集車による市民、子どもへの防犯意識啓発等の広報活動の実施についてというご質問をいただきました。

現在、公用車には、広報用の蛍光マグネットシールをドア両面に取り付けをして、走行しております。

防犯用にあつては、防犯パトロール実施中とか、交通安全用は交通安全実施中といった内容のもので、時期に応じて使い分けて使用しております。

ご提案をいただきましたスピーカーによる音声での啓発活動の実施につきましては、視覚で訴えるよりも聴覚に訴えるほうが、より効果的だというふうに考えますので、今後はいろんな状況を考慮しながら、市のほうにはスピーカーつき車両は現在6台ございます。そうしたものを利用して啓発活動ができるよう、今後、内部調整を進めていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.38 ○教育部長(野田 誠君)

では、1点目の温暖化防止・地球環境保護のための3点目の環境教育について、それから2点目の豊明市の発展の3項目目の教育ボランティアの活用、4項目目のものづくり教育につきまして、以上、3点について順次、お答えさせていただきます。

まず最初の環境教育への取り組みでございますが、各学校では、生活科や総合的な学習の時間を中心に、各教科とのかかわりの中で身近なところから環境問題を見詰め、学年に応じて地域の環境、日本の環境、世界の環境へと観点を広げながら取り組んでいます。

総合的な学習の活動では、ケナフの栽培と利用、牛乳パックを使った紙すき、廃油を再利用した石けんづくりなど、調べ学習をもとにしたリサイクルの体験学習に取り組んでいます。

また、4年生では、6月に東部知多クリーンセンターの見学を行い、ごみの分別、資源のリサイクルについて学習しています。

さらには、節水のための取り組みや地球温暖化、下水処理など、さまざまな環境問題について考える学習活動を進めております。

一方、中学校では、校内での活動にとどまるのではなく、自分たちの取り組みを地域へ発進したり、小学校へ出かけて小学生に調べたことを発表したりしています。

環境教育は、学校、家庭、地域がそれぞれの場で実践していくことが大切であります。引

き続き、児童生徒が環境保全に主体的に取り組む態度と能力を育成するため、環境教育をこれからも家庭や地域等の協力を得ながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、2項目目の教育ボランティアの活用についてですが、子どものニーズに応じた多様な学習活動の充実、特色ある学校づくりのために、さまざまな分野において、幅広い経験やすぐれた知識、技能を持っておられる地域の方々に、地域の先生としてご活躍いただくことは、大変意義のあることと考えております。

現在、学校で取り組まれている活動につきまして、少しお話しさせていただきます。

5年生では、日本の農業について学習していることから、総合的な学習では、稲づくりの体験学習を行っているところがあります。栽培では、地域の農家の方にアドバイスをいただきながら、土づくりから刈り取りまで、子どもたちみずから取り組みます。

また、刈り取ったわらを使って、「わら細工」を教えていただく学校もあります。

3年生では、社会科で「昔の暮らし」について調べ学習をしたり、体験学習をしたりする学習があります。昔の暮らしの様子について、お年寄りの方を招いて「昔のお話を聞く会」として、取り組んでいる学校もあります。

また、同様に6年生の歴史の学習において、戦争体験の話をしていただいたり、英語学習のボランティアに来ていただいている学校もあります。

地域の人材活用の取り組みは、学習効果を高めるばかりでなく、開かれた学校づくり、信頼される学校づくり、特色ある学校づくりに直結するものです。

また、地域ぐるみで子どもたちをはぐくむための体制づくりも大いに役立つものでございます。

今後も一層、積極的に進めてまいります。

最後の3点目、ものづくり教育についてでございますが、豊かな心をはぐくむためにも、人や社会とのかかわりを高めるためにも、さらに望ましい勤労観、職業観をはぐくむためにも、ものづくり活動は大変重要であると考えております。

現在、学校で取り組まれている活動を数点、お話ししたいと存じます。

小学校では、総合的な学習の時間において、子どもたちは課題を持って取り組み、調べ学習をもとに実際にものづくりを体験する学習が行われています。

例えば、大豆を育て、日本の食文化について考えていく中で、実際に豆腐づくりの体験をしようと、校区の豆腐屋さんを講師に招いている学校があります。

大学生による「科学実験教室」を行ったり、民間企業にご協力をいただき、「電気のつくり方」や「おもちゃ作り」に取り組んでいる学校もあります。

一方、中学校においては、キャリア教育の一環として、職場体験を総合的な学習の時間を活用して実施しております。

県の「あいち・出会いと体験の道場」も活用し、今年も3中学校の2年生が働くことの意義、責任感、あいさつ、言葉遣いなど、社会性を身につけるために3日間以上、市内の商

店や企業、公的施設へ出かけて、実施体験を行う予定です。

授業以外では、「ロボット講座教室」「オカリナづくり」「ペットボトルロケットや望遠鏡づくり」を、家庭教育学級の親子プログラムで実施しております。

夏季休業中には、「子ども理科実験教室」を行うなど、ものづくりの学習を進めております。

今後も地域の方々の協力のもと、体験学習を取り入れたものづくり学習に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上で終わります。

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.40 ○経済建設部長(山崎 力君)

豊明市の発展のためにということで、経済建設部のほうには2点、お尋ねがございます。

まず、1点目の35年以上の企業、商店の数ということでお尋ねがございますが、商工会にも問い合わせてみましたが、創業年月日等については把握をしてないということでございました。したがって、数はわかっておりません。

それから、2番目でございますが、こういった方々の仮称「匠の会」の必要性があるということのお尋ねでございますが、市の発展を考えますと、経験のある先輩の方々のご意見を聞くということは大切であり、有意義なことだと思いますが、現在のところ、把握できておりませんので、考えてはおりません。

終わります。

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.42 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、市民サービスの向上についてのうち、ホームページの音声データについてのご質問にお答えしていきたいと思っております。

市民の方々への情報提供として、広報や市ホームページは重要な役割を担っていると思っております。

それゆえに、幅広い年齢層に対し読みやすく、親しみやすくを基本に作成しております。

現在、市のホームページにおいては、画面を拡大できる機能がついております。最大200%まで機能を拡大できます。

また、広報については、ボランティアの方による音声テープを作成し、12世帯の方に郵

送をし、利用をいただいています。

したがいまして現在のところ、音声データで、市のホームページを利用できるようにするところまでは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.44 ○総務部長(山本末富君)

同じく、市民サービスの向上についての中の総務部該当分についてご回答を申し上げます。

本市財源の6割近くを占める市税の収納確保につきましては、市民より納税に関する理解をいただき、高い収納率を納めております。昨年秋より月2回、夜間の納税相談と収納を行っております。

また、本年10月より毎月、納付期限前の日曜日に、市役所にて休日納税窓口の開設を予定しております。

このように納税の機会拡大を図って、収納確保に努めております。

納税者の方には、年度内納付を目指して納税相談等を積極的に行って、次年度への滞納繰越金額の削減に努力してまいります。

次のコンビニ納付の導入でございますけれども、平日、市役所、金融機関等窓口にて、時間がなく納税できない市民のために、休日、夜間を問わず、いつでも利用できるコンビニエンスストアにおいて市税が納められるよう、平成22年度実施に向けて現在、準備を進めているところでございます。

以上で終わります。

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.46 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

それでは、ご質問の4項目目、子育て支援についてのうち、1番目の子どもへの虐待の件についてご答弁を申し上げます。

健康課では、妊娠期から生後4カ月までの子育てをサポートするため、母子健康手帳交付時と出産後の家庭訪問、赤ちゃん訪問と申しておりますが、にはアンケート調査を実施いたしまして、育児不安が強いケース等とか、虐待の恐れがあるケースなどの早期発見、早期対応に努めております。

また、乳幼児健診の未受診児には、地区担当保健師が家庭訪問や電話、はがきでの様子確認を行うなど、きめ細かい対応に心がけております。

さらに、1歳6カ月児健診、2歳3カ月児相談、3歳児健診を通しまして、子どもの発達に心配を抱いている親子には、児童福祉課の保育士及び家庭相談員と連携をいたしまして、「なかよし教室」による子育てを支援しているところでございます。

今回、議員のご提案の青森県の「ほほえみプロデュース事業」は、笑いによるいやしを子どもへの虐待防止につなげようという、非常にユニークな方法だと考えております。

今後は、青森県の状況を注意深く見守り、研究してまいりたいと考えております。

終わります。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.48 ○11番(一色美智子議員)

全体にわたりご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、ちょっと順番が違うんですけれども、子育て支援についてからいかせていただきます。

1番の青森県では、昨年から実施した「ほほえみプロデュース事業」は、講習会が37回、出前講座が105回以上行われ、5,200人を超える「ほほえみプロデューサー」が誕生しています。

この事業は決して難しい事業ではありませんが、本市の虐待の数と、その相談の件数を教えてください。

それと、本市では気軽にいつでも相談できる場所については、どのように考えていますか。ご答弁ください。

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.50 ○健康福祉部長(濱島義和君)

19年度の健康課に寄せられました育児不安の相談件数は、34件でございます。そして、児童福祉課に虐待通報の件数は77件となっております。

それから、2件目の日ごろの相談の部分ですが、健康課に月曜日から金曜日まで、保健師が必ず常駐しておりますので、何なりとご心配の向きはお電話なり、ご来庁なりをお願いしたいなど、このように考えております。

以上です。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.52 ○11番(一色美智子議員)

この事業は、本当に考えていただきたいなと思います。

ほほ笑んだり、笑ったりできるのは、心に余裕があるからだと思います。笑顔には相手をいやしたり、励ます力があると思います。

ほほ笑んで、笑って、元気になれる、そんな生き方ができたらすばらしいと思いますので、今後もぜひ検討をしていただきたいと要望いたします。

次、2番にいきます。

とても前向きなご答弁をいただきました。ありがとうございます。

市内で6台あるということですが、時期はいつごろからやっていただけますでしょうか。ご答弁願います。

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.54 ○市民部長(竹原寿美雄君)

時期につきましては、より効果的な時期のタイミングを見計らって、この秋に安全まちづくり県民運動というのが、県下一斉に展開されます。これは10月の11日から10月20日まで展開されますが、それまでにはスピーカー搭載車の管理者がございますので、それぞれの管理者と協議を済ませ、その時期までには実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.56 ○11番(一色美智子議員)

はい、ありがとうございます。一日も早い実現をお願いいたします。

市民の方々を始め、子どもの生命を守るため、防犯への意識や被害防止の向上を図り、子どもたちが犯罪に遭遇しない社会づくり、安心・安全なまちづくりを今後も進めていきたいと思えます。

次に、市民サービスの向上について伺います。

1番の音声データで市のホームページで利用できるようにするには、費用がかかるとも思うんですけども、こういった音声化対応の情報提供を促進していくことは、各部門の職員における情報バリアフリーに対する意識向上にもつながると思いますが、どうでしょうか。

それと、他の市町で現在、音声データを利用しているところも増えつつあります。障害者に対する情報格差を解消するためにも、また、どこまでも市民の目線に立って、一庶民の苦しみのわかる心温かい豊明市として再度、導入の考えをお聞きいたします。

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.58 ○企画部長(宮田恒治君)

今、こうした音声データを使用しているのは、県内では2市と把握しております。

ただし、こうした音声データをしていきますと、市のほうにもかなりその費用負担がかかってきますし、また利用者の方のほうにも当然、パソコンを用意していただく、あるいは音声ソフトを入れてもらうというような、個人的な費用負担もかかってくると思えます。

しかし、こうした情報格差は極力なくしていきたいと思っておりますので、こうした方々に対しても適切な情報提供をしていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.60 ○11番(一色美智子議員)

じゃ、2番にいきます。

10月から月1回、日曜日に納付相談を行うとのことですので、今後に期待が持てると思います。

夜間納付の件数を教えてください。わかれば訪問収納の数も、合わせてお願いいたします。

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.62 ○総務部長(山本末富君)

19年度に実施しました夜間、休日納税の件数ですけれども、人数のほうは106名、件数のほうは237件、納付額のほうは約400万円でございます。

以上で終わります。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.64 ○11番(一色美智子議員)

外国人について、ちょっとお伺いいたします。

現行の制度では、外国人登録は個人単位になっていきますので、家族まで把握ができません。そのため適切な納税等が行えていないと思います。

また、現行では転出を届ける義務がないので、外国人家族が引っ越しても、自治体はわからないと思います。

本人の届け出がない限り、転入もわからず、納税の義務を果たしてもらえない状況だと思っておりますが、どう対処していますか。お答えください。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.66 ○総務部長(山本末富君)

外国人の方の異動でございますけれども、まず国外、帰国の場合、この場合は、空港の
入国管理局にて帰国手続をされますと、数カ月後に最終住所地であります自治体のほう
に出国の通知があります。

日本人とは異なり、事前に市民課にて転出手続のようなことがありませんので、税の仮
に滞納があっても、未納のまま放置されて出国されてしまいます。

中には、同一人が前に住んでいました市町村に再入国することもございます。こういった
場合は把握できますので、その未納分を請求しております。

また、国内での転出の場合は、外国人登録原票で住所の経歴は判明しますので、転居
先等へ催告を行い、納税に応じない場合は滞納処分をすることも、場合によってはござい
ます。

以上で終わります。

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.68 ○11番(一色美智子議員)

コンビニ納付が22年の4月から実施とのことですので、コンビニ収納を実施すれば、単
身者の方等、休日、夜間でも市税の収納が可能となり、納税者にとっても喜ばれると思
いますが、納付しやすい環境に一步近づいたと思います。

コンビニ納付の時期を早めるお考えはないでしょうか。お聞きいたします。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.70 ○総務部長(山本末富君)

コンビニ納付のほうは、システムの改修が必要であります。

それと現在、前納報奨金という制度があります。前納報奨金というのは、基本的にはコン
ビニでは取り扱えないというふうになっておりますので、こちらのほうの制度2つを抱き合
わせて、22年の4月から実施したいというふうに準備を進めております。

以上で終わります。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
一色美智子議員。

No.72 ○11番(一色美智子議員)

実施に当たりシステム改修の経費が必要になると思われませんが、その費用はどのぐらいかかりますか。お答えください。

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山本総務部長。

No.74 ○総務部長(山本末富君)

およそ1,680万円、これは全税目、固定資産税、市民税、軽自、国保、四税を対象にしております。

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
一色美智子議員。

No.76 ○11番(一色美智子議員)

1件当たりの取り扱い手数料が新たに生じてきます。コンビニ収納のメリット、デメリットがあると思いますが、今後も収納率のさらなるアップを目指していただきたいと要望いたします。

次に、2項目目の豊明市の発展のために、に移らせていただきます。

1番ですが、把握していないとのことですが、ぜひ、これは調べていただきたいと思えます。35年間、豊明市とともに歴史を刻んで来られた方々ですので、必ず市の発展につながると思えますので、ぜひお願いしたいと思えます。要望いたします。

次に、2番目の世代交代の時期も来ていると思えますが、商工会発展、活性化をするために、これからどんなことをしていくお考えですか。ご答弁ください。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山崎経済建設部長。

No.78 ○経済建設部長(山崎 力君)

商工会のほうでは現在、総代さんや、地元発展会の役員さんと毎年意見交換をしております。

その中で、昨今は非常に活発な意見が出るようになったということを聞いております。商工会の事業にそういったことを反映させたり、商工業の活性化委員会等、役員会等で活発な議論をしているわけです。

そういった中で、一つ生まれてきたものが若い世代の関係でございますが、「ガンバルぼっくす」を事業としてやってきて、そういったものを今後、それを発展させようということをしてきております。

そういった意味におきまして、これは行政と商工会は両輪でございますので、今後とも情報の提供やら、そういった支援をしてみたいと考えております。

終わります。

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.80 ○11番(一色美智子議員)

次にいきます。3番、4番ですが、多方面にわたり多くのことをやっていただいていると思います。

今後は、その事例の中に新たにものづくりに対する内容を取り入れ、啓発資料を作成し、配布していただきたく要望いたします。

そして、ものづくりに対する教育に、これからも一層推進していただきたいと思います。

最後に、温暖化防止・地球環境保護のために、にいかせていただきます。

たくさんにわたってご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まずは、予算のかからない身近なことから実施をしていただきたいと思います。

小中学校には節水コマが使われているとのことで、この間の小学校もついておりました。今後も節水、節電に取り組み、水と平和はただではないということと、小さな節約が地球を救っていくことになるのことも意識啓発をしていっていただきたいと思います。

次に、4番の件ですが、地球環境保護のために入れ歯の歯のほうでは、いい回答をいただいたと思います。

それで、レアメタルや貴金属を鉱山に見立てて「都市鉱山」として今、注目を集めていますが、今後レアメタルについてどうお考えですか。ご答弁ください。

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.82 ○市民部長(竹原寿美雄君)

ご質問のレアメタル、稀少金属ということでございますけれども、最近、国のほうで大きな動きがあります。

これは経済産業省と環境省が、このレアメタルを含む使用済みの小型電子機器の回収の強化に乗り出すという動きであります。

この小型電子機器というのは、デジタルカメラだとかゲーム機、携帯電話等があるそうでございますが、これについて来年からモデル地域を数カ所選んで、回収の実証実験を行う。

それから、資源ごみとして自治体が回収する方法や、販売店の前に回収箱を設置するというような方法を試して、最も回収率の高い方法を探るといふようにしております。

しかしながら、問題があるのは携帯電話でございます。携帯電話は電話番号やメールアドレスなど、個人情報がたくさん入力されております。

こうしたことで、携帯電話の回収台数というのは非常に少なく、出荷台数の12%にとどまっているというような報道がされております。

このため経済産業省では、携帯電話販売店に購入時のリサイクル情報の説明を義務づけるとともに、資源有効利用促進法改正案というような法律を、国の法制化の動向があります。

本市におきましても、こうした国の法制化の動向を注視しながら、本市のとれる体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.84 ○11番(一色美智子議員)

携帯電話ですけれども、携帯電話はごみに出されるということはありませんでしょうか。

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
竹原市民部長。

No.86 ○市民部長(竹原寿美雄君)

本市ではそういう状況は見受けられません。
以上です。

No.87 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
一色美智子議員。

No.88 ○11番(一色美智子議員)

携帯電話なんですけれども、ごみの出し方、分け方にも書いてあったんですけれども、本当に小さな字で、もう見えないもんですから、できましたら、それをもっと大きく書いていただきたいと思うんですけれども、今後そのようなことは考えていただけますでしょうか。

No.89 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
竹原市民部長。

No.90 ○市民部長(竹原寿美雄君)

そうした非常に大きな問題は、恐らく先ほど申し上げました資源有効利用促進法改正案の中に、きっと織り込まれるようなことになるんだろうと思います。

そうした改正案のものを一度、ちょっと参考にさせていただきながら、対応させていただきたいと思います。よろしく願います。

以上です。

No.91 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
一色美智子議員。

No.92 ○11番(一色美智子議員)

はい、ありがとうございました。

レアメタルは産業のビタミンとも呼ばれ、今や日本の産業に不可欠な素材となっていますので、今後十分に検討して考えていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

No.93 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、11番 一色美智子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時7分休憩

午後1時15分再開

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 近藤郁子議員、登壇にてお願いします。

No.95 ○4番(近藤郁子議員)

議長のお許しをいただき、質問させていただきます。

初めに、今年、豊明夏まつりが無事、成功裏のうちに幕を閉じたことに、皆さん、胸をなでおろしていらっしゃるかと思います。

大幅にカットされた予算をものともせず、市民の夏の楽しみを変わらずに実行していただいた陰には、並々ならぬご苦労があったと、この場をかり関係各位に厚く御礼を申し上げたいと思います。

秋の豊明まつりに関しても、夏まつり同様、市民の盛り上がりや成功のカギを握っているのなら、何とか市民がそのカギを手にするまでは当面、市行政がリードしていくべきでしょう。

お祭りだけではありませんが、昨年までと異なっていることは、市民が理解するまで丁寧に説明してほしいと思います。

ただし、説明を求めた市民に対し、役所的ニュアンスで説明をしてもわかりにくく、理解に苦しむばかりです。

その上、説明不足を市民の思慮不足のごとく、部署ごとに責任転嫁のたらい回し、あげくに市民の前で他部署の責任を唱えたことなど、行政の悪しきところを、さらけ出してしまったことがあったと聞いています。

市民にとって役所は一つで、縦割りであろうが、横割りであろうと、関係ありません。今後の市民のサービスを考えるには、その意識を変えていただかななくては、あり得な

いことだと思いますが、いかがでしょうか。

では、質問に入ります。

初めに、説明責任を一手に引き受けている広報について、二度目の質問をさせていただきたいと思います。

今年の豊明市は、市長の言葉をおかりして、「実態を市民に理解してもらおう」であり、「市の透明感を大切にしたい」とするなら、やはり今まで以上に広報は重要な役目を担うことになります。

だとしたら、今のままではやはり読みづらい、わかりづらい。内容を変えることは、簡単でないことは、前回の質問の際に伺いましたが、それでは簡単なことでなければ、できないと聞こえます。

今回は職員が各事業所を回り、営業して獲得しているとも聞いている紙面上の広告の広告料は、コンスタントに収入になっているか、伺います。

今後の見通しについても、お聞かせください。

次に、広報の内容についての評価はされているのでしょうか。合わせてお聞かせください。

続いて、災害に備えることについて質問いたします。

阪神大震災に続いて、東海地方に大地震が起こるだろうと言われ続けながら、災害に見舞われずにいられることは、大変ラッキーなことだと思いますが、それゆえに防災に対して緊張感を持ち続けることができないのも事実です。

そのために毎年、市主催で大がかりな防災訓練が行われていますが、非現実感は否めません。

災害に備えて、水だの非常食だの備蓄しておくといふことはわかっているけれども、実際には何を調べばいいのかわからない、何をどうしていいのかわからない市民のほうが多いでしょう。

そこで、市民にも当座のものを用意してもらうことで、いつ来てもおかしくない災害に対し、心構えを持つことにつなげることはできないかと思うのですが、いかがでしょうか。

そのために非常食を始めとする備品を、市民が少しでも安価に備えることができるよう、毎年、市が購入する非常食等を、希望すれば市民も購入できるようにはならないでしょうか。当局の考えをお聞かせください。

あわせて、災害時にはなくてはならない存在の消防団について伺います。

豊明市の消防団は、操法大会においては県大会の上位常連であり、受け継がれた技術は書き残されたものでなく、人と人とが努力して汗をかいて伝え受け継いだものの何者でもありません。

我が家にも操法大会を経験した古き第2分団の団員がおりますが、あの訓練がなければ、きっと実践はできないだろうと話しております。

危険を伴う火災を始め、災害時の活動は操法大会を目標において、訓練していた技術

があればこそできることだと思います。

今年の県の操法大会で準優勝を勝ち取った第2分団は、優勝チームが平均年齢 20 代半ばであったのに比べて、平均年齢は 10 歳も高い 30 歳半ばであったことは、関係者以外ほとんど知られていないことだと思います。

夏のさなかに、よくあれだけの訓練をされたと、優勝よりすごい準優勝であったと思っておりますが、そのハンディの中、結果を出した功績はさることながら、団員になっていただけた方が減少している実情を物語ったチーム編成であったことは事実です。

現団員の皆さんからも、何とかしなければとの声が上がっています。今年度、市は安心・安全を最優先施策に挙げ、耐震工事に力を注いで、ハード面での防災は行われていると思いますが、ソフト面は先ほど災害に備えることについてで伺ったように、なかなか難しいことだと、だれもが認識する中、消防団は自主防災を実践する動けるリーダーとして、重要な存在であると思いますが、新入団員が減少する消防団について、豊明市としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

1点目、火事や災害のほかにも、地元の行事、事業の警備等、出動している場面をよく見かけるわけですが、実際の活動状況はどのようなものでしょうか。

2点目、ボランティア団体にしては特殊であるわけですが、報酬は見合ったものでしょうか。

以上、お伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.97 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは広報についての1点目、まず広告料についてからご答弁申し上げます。

「広報とよあけ」の有料広告掲載は、今年の4月から始めました。

広告は最高で4枠まで掲載することができ、また半枠単位で申し込みを受け付けております。料金は半枠で1万 5,000 円、1枠3万円となっております。

現在のところ、広告枠はすべて埋まっております。空きスペースはございません。

したがって、月額 12 万の収入があり、年間通しますと 144 万円の収入となっております。

今後とも、広告には空きスペースがないよう努力していきたいと思っております。

それから、2点目の広報内容への評価についてはどうかというご質問ですが、広報は市政情報を市民の方に届けるパイプ役として、重要な役割を担っていると思っております。

分野別にカラーの写真、イラストなどを組み入れて、幅広い年齢層の読者に対しまして、読みやすく、親しみやすくを基本として発行しております。

数年前に一部、文字を大きくいたしまして、見やすいようには心がけておりましたけれども、今後も読者の多い高齢者の方などにも対して、親しまれる紙面づくりに努めていきたいと思っております。

広報内容の評価につきましては重要なことですので、アンケートをするなど、今後研究していきたいと思っております。

以上で終わります。

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.99 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは質問の2点目、市民部所管でありますので、ご答弁を申し上げます。

災害に備えることについてという中から、非常食の共同購入についてのご質問をいただきました。

災害備蓄品は、一括入札により購入をさせていただいております。

議員のご質問の件につきましては、市民あるいは町内からも過去に同趣旨のお問い合わせをいただいております。

その折に、入札参加業者を紹介させていただいたり、落札業者に市と同価格で提供できないかを問い合わせをした事例はございます。

その折、業者のほうの回答は、1ケース単位、ご飯ですと50食入っておりますが、1ケース単位で配送代は別途なら対応ができますよとか、それから少量ならスーパーの価格と変わらないというような回答をいただきました。

議員のご提案のことにつきましては、防災対策の支援とともに、防災意識の向上を図る上で有効な手段と考えられますので、市民が安価に購入できるような方策を、他市の取り組みを踏まえて今後研究をしてまいりたいと思っております。

以上です。

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

近藤消防長。

No.101 ○消防長(近藤和則君)

消防団について2点、ご質問をいただいております。答弁をさせていただきます。

まず、1点目の消防団の実際の活動状況はということでございますが、平成19年度を例

にとりますと、消防署の要請により火災、風水害等に出動した事案は 26 件ございまして、平均すると1件におおむね3個分団が出動をしております。

このほか、出初式、観閲式等、消防団全体への行事への参加、消防署・消防団合同訓練、市防災訓練への参加、区、町内会が主催する防災訓練等での消火、訓練指導、管轄区域内の地水利点検、機械器具点検、水出し訓練、操法訓練、春、秋の火災予防広報、年末夜警、管轄区域内において実施される盆踊り、運動会、お祭り等の警備等々で、年間 80 日から 120 日出動している状況であります。

また、分団長ともなりますと、この行事の連絡調整で 200 日程度、活動していただいていると、こういうふうに関わり及んでおります。

それから、2点目の消防団の報酬は見合ったものかということでございますが、消防団への報酬は、団員の年額4万 1,200 円から団長の 22 万 3,900 円まで、階級によって異なっております。団員 181 名、総額 865 万 9,400 円をお支払いをしております。平均しますと、1 人年額4万 7,842 円と、こういうことになります。

この金額が、先ほど説明させていただいた活動状況に見合うかどうかと、こういうことでございますが、消防団員は報酬を求め活動をしているものではございません。

自分たちのまちは自分たちの力で守ると、こういう郷土愛に燃えて活動している方々でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

終わります。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.103 ○4番(近藤郁子議員)

では、広報についてもう一度、伺ってみたいと思っております。

今、月に 12 万円、ある程度コンスタントな収入源になっているというふうに伺いました。合計で年額 144 万円、これは広報事業に関して大体何%に値するものか、おわかりになりますでしょうか。

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.105 ○企画部長(宮田恒治君)

広報1回当たりでありますと、約90万を若干超えています。そのうち月額収入が12万円入ってきますので、収入の割合は約13%ほどになっていきます。

以上で終わります。

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.107 ○4番(近藤郁子議員)

広告4枠で13%もの削減といいますか、広報に対して増収になると思うんですけども、せっかく、そのようにコンスタントになるものならば、もう少し広告の枠を増やすというふうなお考えはありますでしょうか。

No.108 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.109 ○企画部長(宮田恒治君)

広告募集につきましては現在、最大4枠で8枠、つきましては空きが出ないように、もし空きが出るようなことがあれば、現在、職員が企業にお願いしていくということもしておりますので、今のところ4枠の中で広告募集を掲載したいと考えております。

以上です。

No.110 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.111 ○4番(近藤郁子議員)

職員が営業に回ることは、というようなお話だったんですが、市の事業として決まったことであれば、職員が営業に回ることは特異なことではなく、通常業務として、民間であれば考えることになるんですけども、こういった広報に対して、もっと詳しく、もっと市民にわかりやすくということで、紙面をもう少し拡大する必要があるとか、あと、いろんな方法を考えるのに費用が必要ならば、やはりそういったことで、今の財政の中から捻出するには、そう

いう方法を、もう少し積極的に取り組まれたら、いかがかなというふうに思うんですけども、そういったお考えはないでしょうか。お聞かせください。

No.112 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.113 ○企画部長(宮田恒治君)

市の広告募集につきましては現在、広報のほかにもう一つ、市のホームページでも広告募集しておりますので、こちらが年間約60万ほどありますので、拡大については、どちらかといえばホームページに努めていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.114 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.115 ○4番(近藤郁子議員)

こういったことに関して、どちらかという、いろんなことが懸念されて、その事業所が適当であるかとか、市民に受け入れられる広告であるかとか、そういった懸念は確かにあるかと思えますけれども、そういったことも含めて、先ほど申し上げましたように広報の評価、それを内部だけでせずに、先ほどお答えをいただきましたように、外部に向けてアンケートを早目にとっていただいて、そういったことも含めて、広報が見やすいか、内容がわかりやすいかをプラスして、そういった広告について、市民はどう考えているかなどを聞いていただくと、もっと積極的な広報づくりに取り組むことができるのではないかと思います。そういったアンケートは早急にやっていたらというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

No.116 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.117 ○企画部長(宮田恒治君)

市民の内容へのアンケートについては、重要なことと思いますので、広報を見て、特に

来られるような健診でありますとか、それから講座等、そういった機会につきまして、いろんな紙面についてのアンケートを一度、聞いてみたいと考えております。

以上で終わります。

No.118 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.119 ○4番(近藤郁子議員)

では、広報のアンケートに関しましては近々、早急にやっていただけるというふうに受けとめさせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

災害の備品についてのことですけれども、他市の取り組みを見て豊明市も考えてみたいと。でも、これは必要なことだからというふうには、おっしゃっていただいたというふうには思っておりますけれども、今、市民に対しての行政サービスが、予算的なものはすごくカットされているわけです。

ですから、こういったことで、ハード面で、まず学校の耐震化を優先するために、いろんな楽しみである夏まつりですとか、秋まつりですとか、そういった事業の補助金などが、すべてカットされてきている中で、私は今回お願いしたかったのは、広報も含めて、この災害備品に関してもそうですけれども、市がお金を持ち出すことなく、早急に市民サービスができることだと思って、提案をさせていただいたわけです。

ですから、他市の取り組みを見てというよりも、ちょっといろんなことで、心もとなくなっている市民に対して、労力を使ってやっていただけることならば、他市の取り組みを見てというよりも、まずもって豊明市が率先して始めてみるというふうなお考えは、いただけないでしょうか。

No.120 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.121 ○市民部長(竹原寿美雄君)

補助金がカットされる中で、何とかできないかということですが、補助金がない、予算がないときには、汗を流せというふうに言われております。

そうした中で、今回のご提案をいただきました共同購入のことについては、業者の方ともお話をさせていただきました。

共同購入ということになりますと、なかなか市が買ったものについて、同じように市民の方に買っていただくということが、業者のほうの方は、なかなか受け入れていただけないようであります。

他市の取り組みということを申し上げましたが、実は県内にはそうした事例がありませんでしたので、県外のほうで、そうした取り組みがないかという事例を勉強させていただきますと、例えば東京都なんかは、都が身体障害者の職業対策の一環として設備した東京都葛飾福祉工場というところで、一般家庭及び事業所を対象に防災用品のあっせんを行っているということで、いわゆる市ではなくて他の機関ということで、東京都はやっているようです。

それからもう一点、武蔵野市におきましては、市から補助金を受けて設立した武蔵野市防災協会、これはいわゆる市とは別団体、武蔵野市防災協会であっせんをしているということであります。

というような他市の取り組みを勉強させていただきますと、恐らく一番最初に申し上げました、市と市民の方と共同で購入できるというケースが、ほかにはありません。

そうしたことで、いわゆる別の組織で担っていただけるようなことが、できないかなということも含めて、他市の取り組みというふうでお答えをさせていただきました。

このことについては、前向きに検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

No.122 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.123 ○4番(近藤郁子議員)

業者にしてみれば、市の注文数ははっきりしていても、市民からどのように上がってくるかはわからないということだと思っておりますけれども、市が購入するものよりも、必ずたくさんのもので発注をされることは、確実にわかっていただけたと思いますので、その辺の交渉をもう少し積極的にやっていただきたい。

市民は値段も非常食等、特別なものが適正なものであるかどうか。そして、それが本当に内容的にもいいものかどうかといったところが、すごくやはり不安だと思っております。

それに対して、やはり市のほうで入札をされて、市が選んだものということであれば、ある程度価格にしても、そして内容にしても、安心して備えていただける、一種の安心感を与えることができると思いますので、ぜひとも業者とのそういった折衝をやっていただきたいなど。

業者にも、市で購入する以外に数がのすというふうなことを言っていただければ、かえって市の購入分より、もう少し安価に契約していただけるんじゃないかというふうにも考えるわけですが、やり方としては、決して一人ひとりで購入することもなく、区会ですとか町内会でまとめていただけるですとか、業者にも出向いて行って、試食会とか使い方の説明会とか、そういうふうにしていくと、購入していただけるだけでなく、市民サービスの部分として、どうしてもいつ来るかわからない、今回、岡崎で地震があるだろうとうわさが流れましたが、地震ではなくて、大水害のほうがあったわけですが、豊明市にも本当にいつ来てもおかしくない状況でありますので、その辺のことを本当に早急に、何とか交渉していただいて、そういう機会を、市民サービスにもっていただくような、働きをしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続けて、次の質問をさせていただきます。

消防団につきまして、出番が多いということは、地元の第2分団を見ていて、つくづくそう思いました。夏なんか、ほとんど出ずっぱりで出ていただいております。

なくてはならない存在だと、ましてや防災を考えると、本当に消防団員の皆さんのああいった働きというのは、なければどうするんだろうと不安に思うぐらい、大切なものだというふうに私は認識をしているわけですが、きっと操法の大変な訓練を見ていて、なかなか次の方に入ってもらえないんじゃないかなと思うんですが、ただ、そういうふうに訓練をされて卒業しました、うちにもOBがおりますけれども、絶対あれは必要だったと。ああいうことがなければ、立上り消火栓の使い方、ホースのおろし方もきっとわからないだろうと。

本来でしたら、自主防災組織で、そういった扱い方の訓練をしないといけないんじゃないかなと思うんですが、それを代表して、本当に訓練をしていただいているんじゃないかなというふうに私は思っております。

ただ、余りにもやはり迫力で、次の方の入団がいただけないということであれば、もう少しそういったことも含めて、何か手立てがないものではないでしょうか。

消防団員になってもいいな、地域の方の力になりたいと思う若者を育てていく方法、加入していただく方法を、消防署としては何か考えていらっしゃいますでしょうか。

No.124 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.125 ○消防長(近藤和則君)

消防団員の確保の問題であります。消防団員は昭和30年代、40年代前半では、全国では200万人ほどおみえになった。それが今は100万を切る状況でございます。

それで、消防団員は深夜、早朝、土日にも出動は要請されるわけがあります。それには

何よりも家族、それから職場の理解が必要であろうかと思えます。

したがって、このことを念頭に消防団幹部とよく相談をいたしまして、魅力ある消防団づくりをしていきたい。こんなことを思っております。

終わります。

No.126 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.127 ○4番(近藤郁子議員)

市の職員の減少を、今後削減をしていかなければいけないという中で、やはり消防署の職員も、それと同じように、最低限の人数しか多分、職員としてはいられないだろうというふうに思っております。

その中で、初期消火ですとか、消火後の後始末のお手伝いもされる消防団員の皆さんが、消防署の準職員であるような形であれば、それなりのやはり評価をしていかないと、プライドだけで、地元の皆さんのお役に立っているという自負だけでは、家族もおありのことですから、なかなか増えていかないたらうと思っておりますので、お金をかけることはなかなか、今の財政では難しいと思っておりますので、何とか消防団の皆さんに、これだけ力をかしていただいているということを知りながら、理解いただきながら、魅力ある消防団をつくるような手立てを、消防署のほうでも、市としても考えていただきたいなというふうに思っております。

私も、地域で消防団の広報を頑張っていきたいなというふうにも思っております。

今年の市の事業は、すべてに十分な予算がつかず、内容が市民の周知でない状況の中では、矛先はやりくりを任されている行政当局に向き、市の事業そのものが否定されることにもなりかねません。

複雑であればあるほど、きっと市民にはわかってもらえないだろうと考えるのは、市民の本意を理解していないと言ってもいいと思えます。

当局は市民の反応を想像だけで決めることなく周知することが、一番初めにすべき仕事だと理解いただきたいと思えます。

その中であって今回、下水道事業について、先日2日間をかけて、中学校区ごとに説明会を開かれたことについては、この説明会を今後の市の第一歩、礎にしていくという市長の言葉のとおり、この積み重ねが市民の行政への信頼を得るためには、必要不可欠なものであることは、参加した当局幹部と、そして担当職員、市民が共有したものであると思えます。

厳しい意見は、行政へのエールにして、仕事のパワーにしていきたいと思えます。

感じたことをもう一つ、つけ加えるならば、行政の仕事は縦割りに行われていることが、露出されていた点です。

重要案件である下水道料金値上げについて、担当部局だけの案であるように市民に受け取られたことは、行政が一枚岩でないと、だれもが不安に感じ、今後の豊明市に発展がないともとられかねない状況であったことも、真摯に受けとめていただき、本当の第一歩にしていいただきたいと、市民を代表して切に願うものであります。

これをもちまして、質問を終了させていただきます。

No.128 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、4番 近藤郁子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後1時46分休憩

午後1時56分再開

No.129 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番 榊原杏子議員、登壇にてお願いいたします。

No.130 ○14番(榊原杏子議員)

議長のお許しをいただき、一般質問を始めさせていただきます。

1点目の質問は、行政評価制度と事業仕分けについてお聞きいたします。

行政評価制度については、2002年度からモデル事業として取り組みが始まり、徐々に拡大をされてまいりました。

第4次総合計画の開始に伴い、大幅に改正をされて再スタートをした折には、過去に指摘してきた問題点も改められた部分が多く、内容については充実をしてきていると感じます。しかしながら、さらに改善すべき点も見受けられます。

7月の末に、昨年度の結果についてまとめられ、公表をされました。この結果をもとにしてお尋ねをしてまいります。

まず、全440事業のうち、未実施等を除き378事業、そのうちの81%に当たる306事業について、A、B、C、DのうちA評価になっています。

A評価は、簡単に言うと、問題がないから継続するというもので、一番よい評価になります。その次のB評価は、継続するが、改善が必要というもので、これが16%に当たる61事業ありました。縮小見直しのC評価は7事業、廃止のDは4事業でありました。

業務改善のために行っていることであるのに、8割以上の事業について問題なしという

評価になるのは、やや甘いのではないかと違和感を覚えました。

それで本当に問題がなければよいのですが、細かい評価表まで見ていくと、Aとされている事業の中にも、目標には達しそうにはないもの、あるいは問題が浮上しているなど、改善が既に必要なことがわかっている事業がたくさんあり、改善点を見つけ出しているのに、なぜ、これらがA評価になっているのかがわかりません。

評価のつけ方では、少しでも迷ったら厳しいほうにつけるくらいの意識が必要ではないでしょうか。甘過ぎる評価は、かえって無反省、自己擁護と思われかねません。厳しく評価して、その結果、B以下の事業が増えるのは、恥ずかしいことでも問題でもないはずですが。評価のつけ方については徹底すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、公表の仕方について、結果の「まとめ」はたった3行書かれているのみ、各評価の数しか書かれていません。あとは、体系別に分類されているページに入って、施策評価票や事務事業評価票をたどっていった見ないとわかりません。

全部公表するという姿勢は結構なのですが、すべて印刷すると両面で500枚以上になる分量、それを1枚1枚見ていかないと全体を把握できないというのは、いくら何でも不親切に過ぎます。

市民の理解を得るため、少なくとも公表は見せるためにしているのですから、見る気の起こらないような公表では意味がありません。どのような評価結果になったのか、この年はどういう特徴があったのかなど、講評や「まとめ」の部分を増やして、全体を把握しやすくする必要があります。

特に、廃止となった事業や、担当の評価と総合の評価が異なったものについては、審査会や経営戦略会議でどのような判断が下されたのか、詳しく知らせる必要があります。

評価がどのように事業の改善に結びついていくのかという流れも見えるようにしなければなりません。公表については、もう少し工夫をされる考えがありますでしょうか、お尋ねいたします。

さらに、評価体制については、何度か外部評価の必要性を訴えてまいりましたが、いまだに内部での評価にとどまっています。この間にも、多くの自治体で必要性を認め、第三者評価委員会の設置など、外部の委員による評価を実施してきています。

「役所の常識は世間の非常識」とも言われる中で、内部評価で客観性は担保されていると言い張ったとしても、残念ながら信用されないのが現実です。外部の視点はぜひとも必要です。外部評価導入の検討について求めたいと思います。

関連して、事業仕分けの実施を求めたいと思います。

事業仕分けとは、市の行う行政サービスについて、職員と市民、有識者が事業そのものの必要性や改善の余地、どこがやるべき事業かなどを、公開の場において検証、議論をし、仕分けていくもので、行財政改革の切り札とも言われています。

独立非営利のシンクタンクである構想日本という団体が先導して、この取り組みを広げてきて、これまでに26の自治体で計28回行われてきました。

8月には、初めて国の事業仕分けも文部科学省において実施され、新聞、テレビでも何度か取り上げられていたと思います。この国の仕分けについて、多くの傍聴人に混じって、私も見学をしてまいりましたが、大変おもしろい試みだと感心をして帰ってまいりました。

国の仕分けについては、自民党の若手国会議員のプロジェクトチームと構想日本とが協力して行ったもので、タイトルも「政策仕分け」というふうにされていて、わりに大きなテーマを取り扱っていただけだったので、1件の評価に係る時間も長く、自治体で行う場合とは少し違ったのですが、自治体で行う際には、30～50前後の事業を抽出し、1件につき30分程度、仕分け人と担当とで議論をした後に仕分けを行っていきます。

構想日本がかかわって実施される例が多いのは、この団体は評価者の育成も行っており、仕分けチームとして、自治体の職員や首長経験者、学者など、知識を持ち、かつ仕分けの経験を積んだ優秀な評価者を派遣してくれるためですが、ここに頼らずとも、独自に評価人をそろえて実施した自治体もありました。

この事業は、公開の場で行うことを一番重要視しており、傍聴人は大抵100人を超え、多いと300人を超えていることもあり、大変注目度の高い取り組みであるといえます。

これを行うことによって、市のイメージアップ、そして市職員のスキルアップにもつながり、有意義だと思いますので、ぜひとも当市でも開催をされるよう検討をいただきたいと思いません。

2番目の質問に移ります。

山田土地改良事業のその後についてお尋ねをいたします。

山田土地改良事業については、処分場として活用した後、土地改良をしてお返しすると約束のもとで行われ、通常の土地改良事業とは数々の点で違った扱いがされてまいりました。

通常の土地改良は地権者の負担で行うところを、全額市の負担で行ったこと。他の土地改良区は農振地区にしたのに、山田については白地のままであること。隣接する宅地や墓地の一角まで含めて、処分場面積の1.5倍もの広い範囲を土地改良の対象としたこと。納税猶予地の取り扱い、野球場の駐車場は地目が畑になっていることなど、他の地区との整合性や法に触れないかどうか、県からも指摘を受けたり、内部で調整が難航した部分が多々あったと聞いています。

また、その2転、3転ぶりは整理ができないほどで、期限の延長により覚書は何度も結び直され、そのたびに内容も少しずつ変わっていきました。

借地面積については、何度も細かく変更され、借地料の単価については、3年ごとの見直しの予定を超えて頻りに値上げを繰り返して、当初156円だったものが550円へと、当初の3.5倍まで膨れたことになり、それとはまた別に、毎年お支払いをしてきた補償費についても値上げされてきたという経緯があります。

野球場に関しては、借り続けてほしいという要望があり、そのまま使っていける予定でい

たものが、やはり農地にして返してほしいと言われ、いったんはグラウンドを壊して農地にするための予算も議決されました。

しかしながら、これが再び残せるということになって、そうすると市が買い取って持っていた土地の分を野球場に振りかえなくてはならなくなり、清掃事務所の隣にリサイクル施設をつくるという、以前からの計画はなかったことになってしまいました。

そのほか、処分場が閉鎖してからも、説明を受けても非常にわかりにくい経緯をたどってきたところであります。

それもこれも、地主の方々には長い間大変ご迷惑をかけてきたわけですので、いろいろと市に対して要望したいお気持ちについてもわからないわけではありませんし、市のほうでも、歴代の担当者が調整に非常に骨を折ってきたということも聞いております。

土地改良に関しても、これは土地改良事業という手法をもって行う補償工事であるという認識で、特別扱いをしながらここまでできていることには、一定の理解は示すものではありませんが、「市としてある程度要望にはこたえなくてはならない」と、ずっと説明をしてきた、そのある程度というのは、一体どこまでのことなのか、いつまでのことなのか、後から後から出てきて際限がないのでは、やはり理解も得られないものと思います。

土地改良自体も、以前の予定では、昨年度中にすべて終わっているはずだったのが、換地の遅れによって今年度まで持ち越し、今年度はいよいよ終結までいける見込みとはいうものの、今議会補正予算の中には、畑の透水性が悪いということで、その対策として暗渠を入れるための工事費用 286 万円が計上されています。

覚書に従って、ごみの上からは合計1メートル以上の土を入れてあるはずで、優良農地になるように設計したものに基づいて土地改良工事を行って、どうしてこのような水はけの問題が出てくるのか。そして、その水はけが悪い責任というのは、設計業者や施工業者には全くなくて、すべて市が甘かったということで責任を負うべきものなのか、疑問に思います。

また、その原因がどこにあるのかわかっていなければ、暗渠にして解決することなのかどうかの判断もつかないものと考えますが、なぜこれで大丈夫なのでしょう、説明をいただきたいと思います。

さらに、土地改良事業が終結した後にはどうなるのか、どういう事態が発生した場合にどこまで責任を負うことになっているかについても、この際明確に示され、今後これ以上理解しにくい状況が起こらないように区切りをしていただきたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

3点目、ふるさと納税制度への対応について質問をいたします。

ふるさと納税制度は、自治体の財政格差是正をめぐる議論の中で浮上した政策であり、その導入に当たっては、待望、歓迎するという一部地方の声も聞かれたものの、問題点として、自治体間で税収の奪い合いになってしまう。あるいは本来の納税地である居住地において、行政サービスのいわばただ乗りを許し、受益と負担のバランスが崩されるなど、

指摘されてきました。

納税者のふるさとを思う気持ちを尊重と言えれば聞こえはいいのですが、そもそも、地方の財政力格差を解消するために存在する地方交付税を国が大幅に削ってしまい、格差を広げてしまったのです。その責任を棚上げして、自治体同士で取り合っ、自己責任で格差を是正してくれという国の姿勢は、納得いくものではありません。

また、スタートしてみれば、寄附の額でも、件数でも、テレビによく出ている橋下知事のおかげで、大阪府が断トツ1位だと報道され、大阪のような都市に集まるなら本末転倒ではないかとの声も聞かれています。

ただ、制度に問題があるとはいえ、各地で受け入れ体制が整い、積極的に寄附を募って獲得合戦を展開する自治体が多数ある中で、黙って見ているは出ていく一方になってしまいます。

有名人が生まれ故郷に寄附をしたニュースや、お盆の帰省客をねらって首長や職員が駅でアピールする様子など、マスコミの取り上げも多く、制度の周知はどんどん進んできています。

見渡せば、都市部の自治体の中にも、税流出におびえるだけでなく、独自の魅力や頑張りを発信する機会ととらえて、工夫を凝らすところが見られるようになってきました。

そんな中、先日、当市のホームページにもふるさと納税のページが開設をされました。トップページの目立ちやすい位置にリンクも配置されています。しかし、中身を見てみると、制度の説明に加えて写真が少しある程度で、十分に工夫が凝らされた内容とは言いがたく、とりあえずつくってみただけという印象を受けました。市の魅力を存分にPRして寄附、応援を募ろうという意気込みは感じられず、残念です。

昨日の質問への答弁でも、増収になるとは限らないと、余り期待をしていないことがうかがえ、そのあらわれかとも思いますが、発想を転じれば、減収の心配があるならなおのこと、必死に考えなければならぬ部分ではないでしょうか。

他の自治体では、寄附をしてくれた人に特産品を贈ったり、「株主制度」など興味をひく事業名をつけたり、方言を使った親しみやすい基金の名前をつける。用途を特定の事業に限定した募集をする。クレジットカードでの納付が可能ないように「YAHOO！」のサービスを利用するなど、さまざまな工夫が見られます。

特産品など、物でつるようなことには批判も出ていますが、カニやメロン、牛肉など、高価なおまけをつけなくても、実感のわくような、思い出になるような粗品程度の物や、費用のかからない特典メニューを用意することはできるでしょう。

昨日の答弁でも、ピンバッジや行事の案内などの送付を考えているとのことでしたが、ほかにも、例えば花のまちとして花の種や苗ですとか、有機循環のアピールに有機野菜、人によっては、ボカシや堆肥も喜ばれるかもしれません。広報を1年間送付する。「のぶながくん、よしもとくん」の入った特別住民票を発行する。段ボールの甲冑を着て写真を撮れる権利など、いろいろ工夫できる、思いつくことはたくさんあるはずですよ。

初年度は注目度も高く、お試しでやってみたい人も多いと予想されますので、知恵を絞る価値は十分あります。

直接寄附には結びつかないとしても、豊明市民からも注目をされているということを見ると、ここで頑張っている印象を与えられるかどうかは、とても重要なことです。市内外に向けて、当市の特徴や魅力、重点施策を発信するチャンスを得たと考え、努力と工夫をするよう求めます。

以上で、壇上での質問を終わります。

No.131 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.132 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、第1点目の行政評価制度と事業仕分けについて、答弁させていただきます。

市の行政評価は、平成19年度における実績をもとに、440の事務事業について行いました。その後、部課長で構成する審査会を経た後、経営戦略会議によって最終的な総合評価を行いました。

この結果は、7月のホームページに掲載しております。これによって、計画から成果までを分析し、評価検証することで、事業手法の改善や事業の見直しを行い、成果志向を持って行政施策に取り組んでいます。

お尋ねのまず1点目、評価基準を徹底せよというご質問ですが、行政評価の判断基準のAは、上位目的である施策に貢献しているもので、継続するものであります。Bは、事務事業の実施方法や環境に改善が必要であるものです。評価がAの事業についても、努力目標やアドバイスのコメントを付しているものもあります。

また、事業評価は、職員が市民サービスを提供するために行う自己改善ツールであります。その結果は、市民にとって最善のものでなければならぬと思います。そのためにも、今後ともより適切な評価をしてみたいと思います。

それから、2点目の評価の結果がわかりにくいというご指摘ですが、評価結果の公表の仕方については、市民に対する報告書的なまとめ方をするなど、今後も見やすく、わかりやすいものにするように努力してみたいと思います。

それから3点目、外部評価を取り入れるべきであるというご質問ですが、行政評価に外部委員を入れることは、意見の分かれるところであるかもしれません。

行政評価の評価主体についてのある調査によりますと、行政内部での二次評価を行っている自治体が約7割ほどあります。それから、行政以外の主体により評価を行っている自治体が約2割ちょっとあるとなっています。

これは、膨大な事務事業を外部委員に全部ご理解していただくのは難しいこと、それか

ら、受益者としての立場とそうでない立場とでは評価が変わってしまいがちであること、それから、全く関係ない人は、金額の大きい事業以下が縮小、廃止になる傾向があることなど、さまざまな問題点があるためではないかと思います。

したがって、市では担当課、それから審査会にて評価を行って、さらに経営戦略会議で、評価の妥当性を総合的に判断する仕組みで行政評価を実施しています。

それから、4点目の事業仕分けを行うべきだということですが、事業仕分けは、国や自治体の行政サービスについて、そもそもその事業が必要かどうかを議論し、必要であるとすると、その事業をどこがやるかを議論し、仕分けしていくものだと思います。

一般的には、廃止すべきもの、それから2点目が民間の実施が適当なもの、それから3点目が国・県の実施が適当なもの、4点目が市の実施が適当だが、改善を要するもの、5点目が市の実施が適当なものなどに仕分けていくというものだと思います。

事業仕分けの目的は、本市における行政評価に近いものと考えておりますので、行政評価をさらに充実してまいりたいと考えております。

それから、次のふるさと納税についてお答えしていきます。

ふるさと納税制度は、ふるさとに貢献したい、応援したいという納税者の思いを、地方自治体への寄附を通じて実現する制度です。市でも「ふるさと豊明応援寄附」として、明日の豊明市のまちづくりのために、ホームページにより寄附をお願いしています。

本市の場合は、市外の出身者も多くお住まいですので、この制度によって、逆に出ていくほうが多くなることも確かに予想されます。このため、あらゆる手段やツールによってPRをしたいと思っております。

寄附金の活用といたしましては、事業を特化せず、総合計画のメニューに沿った事業に活用をすることとしています。これは、昨日の松山議員のご質問にも答えたとおり、多くの人から幅広く寄附を受け入れられるようにしたのもでもあります。

寄附者に対するお礼として、特産品を贈呈する自治体もありますが、税の一環として考えますと、どうしても否定的にならざるを得ません。しかしながら、ピンバッジや観光パンフレット、イベントの案内を入れて、お礼にかえさせていただきたいと思っております。

今後とも、寄附をしたくなるような魅力あるPR、あるいはホームページの充実を図っていききたいと思います。

以上で答弁を終わります。

No.133 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.134 ○経済建設部長(山崎 力君)

山田処分場の土地改良事業について、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

この土地改良事業でございますが、昭和58年から平成14年の2月まででございます。

が、埋め立てで事業が行われ、埋め立てた後、50センチから100センチほどの覆土がされましたが、上部の覆土の一部をすき取りしてから、その上に客土を50センチほど行いまして、100センチほどの作土厚を確保している優良農地となるように計画をされました。

圃場の排水については、地表面については排水口よりU字溝へ排水し、地表下に浸透する水は、廃棄物層の底面に設置をされています排水管へ排水されるようになっております。

現在、降雨のあとは水はけが悪く、耕作に支障が出ている状況でございます。原因については、何が原因であるかということについては定かではありません。

土地改良、いわゆる優良農地にして耕作できる状態に戻すことになっているために、暗渠排水を行いまして、現在の排水の悪いところについては、改善されるものと思っております。

また、土地改良事業については、12月に換地作業を終わる予定になっておりますので、12月をもって終了する予定にしております。

なお、終結後については、18年の3月の覚書にありますように、不燃物の腐食により地盤沈下した場合と、農作物に被害が生じた場合という内容の覚書が結んであります。

終わります。

No.135 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員

No.136 ○14番(榊原杏子議員)

では、順に再質問をしていきます。

行政評価の評価基準については、Aのものにもアドバイスなどを記入したということですが、アドバイス、すなわち改善の余地があるものはBという評価になると、私は理解をしているんですけれども、違うんでしょうか。

Aのほうは、そのまま継続すればよいというものにのみつけ、そうAが多くならないように、B以下を増やすようなというか、厳しい評価をして、そもそも業務の改善につなげようというツールではないんでしょうか。一つその部分を確認したいということ。

それから、公表については、報告書的な「まとめ」の部分をつくってくださるということで、努力をされるのはいいと思いますけれども、今現在の形が、余りに見る人のことを考えていないなと思うんですけれども、公表については、どういう視点で行ってきたのでしょうか、それについてお願いいたします。

No.137 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.138 ○企画部長(宮田恒治君)

今回の行政評価の結果公表で、Aとしながらコメントを付したのは、全部で46事業、全体の1割ほどありますけれども、昨年まではこのA事業については、継続するというコメントしか入れておりませんでした。

しかし、今年度、経営戦略会議等で出された意見について、さらにこれをわかりやすくしようという考えの中で、コメントを付したものであります。

昨年度よりさらに、こうした結果もわかりやすく、市民の方にも、また職員に対しても公表していこうという考えのもとで行ったものであります。

以上で終わります。

No.139 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.140 ○14番(榊原杏子議員)

その担当の評価の後に、審査会、経営戦略会議でコメントを入れた部分について46ということですが、それ以前に、担当での評価の時点で、目標値にとっても及ばないだろうと思われる事業や、その担当の書いたものの中にも、改善点がもう浮上しているものでも、A評価みたいなものも見受けられるわけです。

Aにするのか、Bにするのか、微妙なところというのもあると思うんです。それで、厳しくつけている人もいれば、緩いほうにつけている人もいるというのが現状だと思うんです。

なので、まだこの本導入から2回行ったところですので、この後また続いていきますので、一度その評価について、すべての職員に徹底をするように呼びかけてはいかがですかという質問ですが、それについてはどうお考えになりますでしょうか。

No.141 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.142 ○企画部長(宮田恒治君)

この行政評価制度の目的は、必ずしも達成度だけで評価されるべきではないと思います。あくまでも、成果によって評価されていくべきだと思いますし、この行政評価の目的は、個々事業ごとの事業を、課題を見つけ、そしてその課題をどう改善していくか、要はPDCAのサイクルを必ず実施していくというのを大原則としておりますので、必ずAでなければいけない、必ずBでなければいけないということではありませんので、その点だけご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

No.143 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.144 ○14番(榊原杏子議員)

必ずしもAだ、Bだということを言っているわけではないんですけども、事業ごとにいろいろなケースがあるとは思いますが、このマニュアルのほうにも、この事業の意義とか、もちろん「予算縮小のための事業ではない」ということが再三にわたって書かれているわけで、ただ、その事業を見直していくためのツールであることは確かなわけですが。

マニュアルの中にも、その評価票を使って、課なり係の中で語り合って、知恵を出し合うことが行政評価であり、目的であるということも書かれていますし、改善点を見つけて、ないと思うところからも見つけていって、より向上を目指すというツールとして役立てようと思えば、もう少しやはり、その8割Aだというのは、逆に見栄えが悪いというふうにも感じるわけです。

評価について、担当ごとのばらつきはどうしてもあるとは思いますが、少しずつ少なくしていかなければならないと思います。

また、その次の評価に当たるときには、ある程度徹底をされるべきではないかと思うんですが、そういう指導は行わないんでしょうか。

それから、時期の問題ですけども、このマニュアルの中では、当該年度内評価を目指していくということが書かれております。ただ、これが発表されたのが7月なわけですよ。すみません、細かいことを言いますが、スケジュールの中に、本来の予定でいえば、これは6月公表だそうですね。遅れた原因というのは何かありましたでしょうか。

それから、よそでは3月末に締め切って、もう4月には発表をしているところも近隣でも結構あるんですけども、そのくらいのペースでやっていかないと、その次の年の見直しにはつながっていかないんじゃないかと思うんですけども、時期については、今のままでいいのか、もう少し早めていく必要があるということなのか、お聞かせいただきたいと思います。

No.145 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.146 ○企画部長(宮田恒治君)

来年以降、評価の仕方については、経戦の中で一度もう少し検討していきたいと思いません。

そして、先ほど言いましたこの行政評価の最大の欠点は、今、榊原議員がご指摘のとおりかもしれません。この行政評価制度、PDCAサイクルをかけていくのには、その年度が終了した後でないと行政評価が進まないということがあります。

さらに、その事業の評価を予算に反映するのは、マニュアルでも翌々年度になるということになっていきます。

でも、それでは、事業の継続か縮小かということの判断が非常に遅くなっていきますので、この点、この行政評価制度の欠点をどうしても課題として解決していかなければならないと、今、企画部サイドで思っております。

そして、今年度どうしたかといいますと、市では自己評価と、それから極力審査会の制度、もう年度内からその審査を始めてもらうという作業に取りかかりました。

この結果、400を超える事務事業を審査するもので、相当な時間がかかりました。18年度の結果を公表したのが9月でした。今年度7月に公表ができました。この点でも、かなりスピードアップを図り、行政評価制度そのものについて、見直しを図ってきた結果だと思えます。

その点、ご理解いただきたいと思えます。

以上で終わります。

No.147 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.148 ○14番(榊原杏子議員)

これでもスピードアップしたということで、でしたら、来年はもっと早くなるのかなというふうにも思います。

逆に、CやDになったものを見ていると、縮小や廃止という結論にはなっていますけれども、これは事業評価の結果そうなったものではなくて、とよあけマラソンとかも廃止という

ふうにももちろん書かれておりますし、事業評価の中で明らかになったことではない要因で、廃止がそもそも決まっていたものについてDになっているという、どちらが先かというような話になっていて、じゃ事業評価については、CやDということについて、もう余り出てこない仕組みになっちゃっているわけです。

やはり日常の業務の中で改善の余地を見つけたら、メモをしておいて、早く評価ができるように取り組みなさいということも、ここには書いてあるわけですがけれども、これが育っていて、今の形で、この今の票を使って10年やる予定なわけですよ。これが予算に反映できるものにまで育っていくのかどうか、ちょっと展望についてお聞かせをいただきたい。

それから、外部評価のことをお聞きしてまいりますけれども、内部でやっているのが7割ということで、ただ、外部評価を取り入れるところというのはどんどん増えてきています。割で余り変わってこないけれども、数が増えているわけです。全体の取り組みの数が増えていますから、行政評価に取り組んだ中で、内部が7割、外部が2割ちょっとという結果だそうです。

ただ、その外部の委員に理解してもらうのが難しいとおっしゃいましたけれども、外部の委員に理解されないような事業は、逆にやってはならないはずなんです。丁寧に説明してわからないわけではないのですから、外部の委員に理解してもらうのが難しいからというのは理由にならない。

それから、評価が受益者の立場とでは違うということで、違うんだったら、どちらが優先かという、市の行う行事としてどちらなのでしょうね。

まして、外部の人と意見が分かれると思うのであれば、なおさら外部評価というのは必要性があるんじゃないですか。役所の常識で片づけなくて、市民の常識を入れていくためには、外部評価は必ず必要だと思うんです。なので、今言われたことは理由にならないわけです。

ただ、前から内部評価にこだわってというか、外部評価についてはずっと拒まれてきたわけですがけれども、なぜそこまでしたくないというか、特に理由がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

それから、事業仕分けについては、行政評価に近いものであるからというふうにおっしゃいましたけれども、今のよう、外部評価についてはずっと拒まれているわけですし、事業仕分けの意義というのは、まさにその第三者の意見を聞く、しかも公開の場でさらされるということが一番価値があることでありまして、そういう取り組みでありますので、今の段階の豊明市の行政評価とは、全然近いとは言えません。

それはそれで、実施の意義があるとは思いますがけれども、まだこれから勉強をしていただきたい。近々に開催される場所も、ちょっと関東地方が多いですけども、国のほうもどんどん省庁を広げてやっていくそうですし、勉強していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほどの点について、答弁をいただきたいと思います。

No.149 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.150 ○企画部長(宮田恒治君)

今年度のC、Dの評価のうちには、先ほど榊原議員がご指摘のように、制度改正が先に決められてしまったという事業や、それからどうしても予算的に削られてしまった事業等がありました。それは事実でありますので、その結果に基づいて、CもしくはDという評価をつけました。

これは、先ほど言いました行政評価の最大の欠点です。評価される前に制度で決められてしまうというのが、この行政評価の最大の欠点ではないかなと思います。

それから、次の改善結果をどう生かすんだというご質問だと思います。

10年間、このAのままいくのかというご質問でしたけれども、この行政評価は総合計画に基づいて評価しておりますので、総合計画の中間年、つまり平成22年度には、市民の方にもう一度アンケートをとります。このアンケートは市民満足度という形で、この行政評価440の事業が51の施策に分けられておりますので、市の施策51の分野について、市民の方に一度アンケートをとります。

これまでやってきた市の施策が、本当に市民の方のニーズに合っているか、満足されているかという評価を受けます。それによって、Aであっても必ず改善しなきゃいけないということも出てくるかと思えます。

1点は、ここでまずは外部評価を受ける形になっていきます。

それから、外部評価をもっと取り入れたらどうかという3つ目のご指摘ですけれども、外部評価を取り入れないかわりに、市は3つの委員会に基づいて評価をしています。

担当課が評価するのはどうしても主観的になりがちだと思いますが、その後審査会、それから経営戦略会議で客観的にその評価を見ていくというスタイルをとっております。

それからもう一つ、この行政評価制度の中の約1割は、行政改革プランにも連動しております。こうした評価の結果は、行革の委員会のほうにも報告をいたします。その委員会の中でも、ある程度の方角として意見が出されますので、一部でありますけれども、そういった外部の方の意見を取り入れています。

以上で終わります。

No.151 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.152 ○14番(榊原杏子議員)

5年たったところで、アンケートで一応外部評価的な、外部の目線にさらされるということですが、今、最後におっしゃいました、行革の委員会のほうに報告して意見を得ることが可能ということは、マニュアルの中にもありまして、逆に言うと、外部の意見を取り入れる仕組みというのは、この中にはもうそれしか書いてないわけです。

じゃ例えば、この公表以降に行革の委員会があったと思うんですけども、そこで、この辺については示されていないんですけども、今年度の結果については、行革の委員会のほうに報告をして、意見を得るという予定はあるんでしょうか、お願いします。

No.153 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.154 ○企画部長(宮田恒治君)

行政改革委員の皆さんからもいろいろな意見をいただいておりますので、こうした意見を参考に、また翌年度の行政評価の中で、こうした意見も踏まえて生かしていきたいと考えております。

以上です。

No.155 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.156 ○14番(榊原杏子議員)

ちょっと食い違っているという気がしますけれども、行革の委員会の中で、行革についての意見をいろいろもらって、それを事業評価の中の行革にかかわる部分に反映というか、フィードバックしていくということなんですか。

これ自体の全部の結果というのは、報告をして評価を得る、意見をいただくということはないのでしょうか。

それから、次に入っていこうかなと思いますけれども、山田のほうでは、水はけが悪いの原因が定かでない。定かでないのに、じゃどうして暗渠で解決すると言えるのか、私にはよくわからないんですけども、こういった原因については調べられないんでし

ようか。

暗渠で解決する、ちょっとそういう分野の知識がないものですから、そういうものなんですか。何か根拠があればお示しいただきたいと思えますけれども、よろしく願いいたします。

No.157 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.158 ○経済建設部長(山崎 力君)

この排水の原因でございますが、先ほど答弁したとおりでございます。これはごく一部でございますが、個人におかれまして試験的に排水暗渠をされております。

その状況が、非常に良好な結果を得られているということで、私どももそれを確認しておりますので、そういった状況の中から、地権者の方が要望されましたので、それにおこたえをするということでございます。

終わります。

No.159 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.160 ○14番(榊原杏子議員)

行革の委員会に諮るのかどうかということについて、もう一度お答えをいただきたいので、お願いいたします。

それから、山田のほうでは、個人のところで個人的に暗渠を入れられた方がいて、その結果が良好だということでしょうか。確認ですけれども、お願いいたします。

それから、調査をして、原因を突きとめなければ、暗渠の深さについて決められないのではないかと思うのは、その各区画によって客土というんですか、入れた土の厚さが違いますよね。

大体平均的にはなると思うんですけれども、搬入された土の量とかから計算すると、若干ばらつきがあるものですから、それで、それぞれの土地について解決するのかなという素朴な疑問があるものですから、もう少しこれで大丈夫ということをお願いいただければ安心するんですけれども、お願いいたします。

No.161 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.162 ○企画部長(宮田恒治君)

今年度は、先に経営戦略会議で評価を決定いたしまして、その後、行政改革委員会を開催いたしましたので、その中で全体の事業評価と、それから本来の行革の事業評価を一緒にいただいております。

以上で答弁を終わります。

No.163 ○議長(堀田勝司議員)

石川副市長。

No.164 ○副市長(石川源一君)

山田の排水の悪い原因のご質問でございますが、この土地改良につきましては、地権者の方との話し合いの中で、田んぼづくりで土地改良をやりました。水田仕様でございます。

そういうことで、当然田んぼでありましたら、水を抜けちゃいけないということで、これにつきましては、そういった部分は解決しているわけでございますが、今、試験的に市民農園とか、そういうところでやっていただいているのは、畑仕様の作物をつくっていただいております。

これは、農業の経験から申しますと、田んぼというのは四方にずっと畦畔がございます。その田んぼの一番下のほうへ少したけ土を入れて、生ごみ堆肥等も使っていただいているようでございますが、そういった中でございますので、これは排水が当然悪い。

極端なことを言いますと、畦畔を全部取っちゃえば、水はけがよくなるはずだと思います。あるいは畦畔いっぱいまで土を入れちゃう、そして生ごみ堆肥とか、そういったものでやっていただければ、当然水はけはよくなると考えております。

しかしながら、今回パイプを入れさせていただくというのは、試験結果でもあったように、田んぼの状態を残して、その中で市民菜園的に畑作をやっていただく。そういうことでございますので、一応結果が出たということでございますので、そういったことでやらさせていただきますかと思っております。

なお、土づくりというのは、1年とか半年とか、そういったことでは決して結論は出ませんので、土づくりのことにつきましては、砂を入れたり、恐らく山砂のほうがいいと思うんですが、それを入れて、その上で堆肥を入れていただく。そして、1年間しっかり養生していただく、そうすれば必ずや排水はよくなってまいる。そんなふう感じております。

No.165 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.166 ○14番(榊原杏子議員)

田んぼのようにあぜがあるのは、砂防法の関係だというふうにお聞きをしたんです。ということは、畑をやりたいけれども、取れない。だから、表層の水については、先ほどもありましたけれども、抜けるように措置をしたんですよね。そのたまる水ではなくて、土のほうにしみていかないから暗渠なんですよ、確認ですけども。

そういうふうにいるんですけども、ただ、その原因、土づくりについてNPOのほうでやってもらっていて、水はけが悪いということで調査をしたというふうにいるんです。バケツ大の穴を掘って、水を満たして、浸透する時間を見てみた。そうしたら、1週間かかっても水が抜けない。

ということは、もうその一番上のところ、数十センチのところの土がすごくしみない土なわけですよ。その下に管を通して、何でそれでしみるんですかというのが、私は本当によくわからないものですから、じゃ逆に、それでもだめだったらどういう措置を講ずるのか、どこまで市の責任でやっていくのか、土地改良が終わっても、それについては責任が残ることなのか。

その土についてですけども、土を入れた、その土について選んだのは、市のほうでは担当者はわからないので、土地改良のほうの役員さんにいちいち確認して入れている。さわってみるか、よくわかりませんが、見ていただいて、これでいいよという土を入れた。けれども、結果として水はけが悪かったというふうに理解をしているんですけども、そういったことの責任というのは、すべて市が負うべきものなんですかね。

逆に言えば、どうしても予見できないことなんでしょうか。仕方がないものであれば仕方がないとは思いますが、まして設計をして、十分優良な農地になるように配慮をして工事を行った結果、やはり水はけが悪いというのは、どこかに責任の所在があると思うんですけども、それはやはり市ということになるんですか。

No.167 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.168 ○経済建設部長(山崎 力君)

排水については、先ほど副市長のほうからもご答弁申し上げましたけれども、そういった仕様の違いもございしますが、ただ、試験農園の方々については、もういろいろなことをやっ

てみえます。それは、かなり掘り下げたりとかということで、通常の状態とは違います。

当初の山田の土地改良事業については、もう既に終わったところに土地改良をやるということですので、そういった部分で事業をさせていただいております。

したがって、その排水そのものが悪いということで、今、おおむね1メートルくらいというお話をさせていただきましたよね。一番下ということではなくて、作土そのものについては、畑であれば50~60センチあれば作土になるわけですから、その下の70~80センチのところには排水を通してやる。

それについては、先ほど申し上げましたように、一部でございますが、結果的には良好な結果を得ておりますので、そういったことの要望を受けてさせていただくということでございます。

終わります。

No.169 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.170 ○14番(榊原杏子議員)

ちょっと違う角度になるかもしれませんが、NPOのほうで広報誌を出していただいているのを見ましたら、その「山田試験場農場の現状」ということがありまして、当初は水はけが悪かったけれども、いろいろなことをやっていただいたという答弁も今あったんですが、素掘りの排水路を掘って、エコ堆肥を投入して、現在は改善されたというふうに書いてあるんですけども、これは改善されて、皆さんもう耕作をしていらっしゃる。それをまたとめて、掘って、管を入れてということは、望まれてすることなのかどうか、その確認だけしたいと思います。

それから、最後の18年の覚書ということがありましたけれども、18年の覚書には期限が書いてありません。ですが、それ以前の調整の中で、その被害については、ごみが入っていることによって、地盤が落ちた場合については5年、農作物の被害というのは3年というような内部の書類もいただいたんですけども、こういうことについてはきちんと決めて、詰めていらっしゃいますでしょうか、確認をしたいと思います。

それから、すみません、時間がないのでふるさと納税のほうにも入ってまいりますけれども、逆に出ていくことが多いかもという予想をされているようですけれども、壇上でも申しましたが、だからこそ、頑張っていたきたいということを思っております。

特産品等については、私も必要はないと思っていますけれども、寄附をしたくなるような取り組みをしているかということが、それこそさらされているわけです。

ページをつくってから今までの間に、目新しいもので、言葉も皆さんもうご存じですので、

見てみた方はたくさんいると思うんです。アクセス解析とかもしていただいたらいいと思うんですけれども、市民もたくさん見ているわけですよ。

このやる気があるかないかというのは、やはり見たらわかっちゃうと思うんです。この状況というのは非常にまずい、早いところ改善していただきたいということをよく要望しておきたいと思います。

それから、昨日の答弁で、基金については設けないということとか、あるいはさっきもありましたけれども、総計のメニューで、多くの人から幅広く寄附を集めたいからということがありましたけれども、よその例ですけれども、事業を限定する、幾つかの事業のメニューを絞る。そのほかに、あとはもう市長にお任せという項目もつくる。それで全部カバーできると思うんですけれども、その他と、あとは重点施策というような組み立てにすることは検討されないのでしょうか、お願いします。

No.171 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.172 ○企画部長(宮田恒治君)

ふるさと納税に関して、基金を設けないのかというご質問の件ですけれども、このふるさと納税をPRするに当たりまして、内部で、特目の基金を設けるのか、それか現状のままいくのかという議論をいたしました。

特目の基金を設けるのであれば、当然事業を特化することになりますけれども、そうした特化した場合の事業に寄附金がどれだけ集まるのか、基金として入れた場合、寄附者の本来の行為というか、趣旨が、果たしていつ、その基金を取り崩して事業の実施に充てられるのかということも、いろいろ検討した結果、現在、基金ではなく幅広く、つまり多くの方から寄附を受けようという結論に達しましたので、現在このような方法をとっております。

以上です。

No.173 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.174 ○市民部長(竹原寿美雄君)

ただいま、試験農園のお話が出ましたので、市民部のほうで1点お答えをします。

試験農園のほうがうまくいっているというご指摘でございますが、現在、試験農園のほうは極端に素掘りがしてあります。

そうしたことで、この試験農園をお使いいただく方はファミリー、ご家族の方が多い。いわ

ゆる子どもさんと一緒にお出かけをいただいているということで、非常に深い素掘りでありまして危険でありますので、安全性から見ますと、暗渠排水の方法がベターではないかというふうに考えております。

以上です。

No.175 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.176 ○経済建設部長(山崎 力君)

今、市民部長のほうからお答えをさせていただきましたが、NPOの方で試験農園をやっていたいておりますが、この排水をやるのは、NPOの試験農園をやってみえる方のためにやるということではなくて、これは地権者からの要望でございますので、NPOはそこで借りてやってみえるわけですから、これは公平性を保つという観点からも、そういった地権者からの要望におこたえするというところでございます。

No.177 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.178 ○市民部長(竹原寿美雄君)

もう一点、瑕疵担保の件でご質問をいただきました。

瑕疵担保につきましては、この覚書の中の第5条に規定がされているところでありますが、よほどの瑕疵担保責任がない場合につきましては、行わないというような規定がしてあります。

以上です。

No.179 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.180 ○14番(榊原杏子議員)

よほどのというのが、また基準がわからないわけです。どこまでが一体よほどなのか、やはりどこかで線を引かなきゃいけないことだと思います。

担当のほうで持っていた16年の資料ですけれども、農作物は3年間、地盤沈下は5年間に限って対応すると、そういう方向で調整をしたいという意図が書かれているわけです。や

はりどこかで線を引かないと、いつまでも市の責任になってしまうということですので、それについては、少し協議をしていただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、ふるさと納税についてですけれども、基金も、特目の基金とは限らない。夕張の例では、基金に入れるんですけれども、その基金の使い道については、それをまちづくり団体に公募をかけて、プレゼンで競っていただいて、それで決めるというような、集まったら集まった分だけ公募ができる、事業ができる、皆さんの望む事業に還元していくというような使い方もできますので、研究していただきたいと思います。

山田のことで、期限の件でお答えいただきたいと思います。

No.181 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

残りありませんので、簡潔にお願いいたします。

No.182 ○市民部長(竹原寿美雄君)

今おっしゃられた期限の、締結された覚書というのは16年当時のものだと思います。現在は、18年に交わされた覚書で行っておりますので、その今おっしゃられた年数というのは、具体的にここの中には記載がされておられません。

ですので、そういった事案が生じた場合には、地元と協議をして実施するということになると思います。

以上です。

No.183 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.184 ○14番(榊原杏子議員)

16年の覚書ではなくて、16年次に作成した内部の検討資料なんですけれども、「山田土地改良共同施工と豊明市との調整事項一覧表」というものがありまして、担当のほうでいただいてきました。そこに、3年、5年ということが書いてあります。

その方向で年次を区切ってお話をさせていただきたいということを要望しておきます。

質問を終わります。

No.185 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、14番 榊原杏子議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩といたします。

午後2時57分休憩

午後3時7分再開

No.186 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
15番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.187 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、財源確保(無駄ゼロ)と入札制度改革について質問いたします。

財源不足で市民の負担増や事業縮小、サービスカットが相次いでいます。今議会には下水道料金の値上げ案が提出され、1億数千万円の負担増が見込まれることから、市民の大きな関心が寄せられています。

先日、下水道の財政状況についての地域懇談会が開かれ、参加者からは賦課漏れや未接続を解決すべきだ。無駄の排除、行政努力を求める。行政の見通しはどうなっているのか等々、多くの意見が出されました。しっかりとしたコスト縮減の姿勢を示さなければ、市民の理解は得られないと感じました。

コスト縮減に向けて避けて通れないのが入札改革です。

今、改革の柱となっているのは、入札参加者が特定されない一般競争入札と、業者が顔を合わすことのないインターネットによる電子入札で、いつ、どこまで拡大するのかが注目されています。

豊明市は本年、4件の電子入札を実施しました。1つは南部消防署建設で、落札率は85%、2つ目は栄小学校の耐震工事で、落札率は92.5%。いずれも本市の過去の平均落札率96%を下回り、一定の効果が見えました。

しかし、他の土木工事の落札率は、2つとも96.7%で、従来どおりの結果に終わっていません。

落札率が低かった2件は競争性の高い一般競争入札との併用で、高かった2件は指名競争入札との併用でした。

指名競争入札は、市が参加業者を指名し、その業者名を入札前に公表。さらに、予定価格まで事前公表するという方法だからであります。

電子入札を導入しても、こうした指名競争入札を改めない限り、競争性を発揮させることは、できないということがはっきりしました。

先月、愛知県が発注の透明性向上と職員の不正行為防止をねらい、10万円程度の物品購入まで公開見積もり競争(オープンカウンター)を導入すると公表しました。

「あいち電子自治体推進協議会」が公共工事の電子入札に続き、物品や委託業務も電子入札で調達できるシステムを開発したことによるものです。本市も、この「電子調達共同システム」の一員ですから、導入は可能です。

そこで、4点質問いたします。

まず、平成21年度の財源不足額はどのくらいだと見込んでいますか。

不足分はどのように確保する予定でしょうか。

2つ目、競争性を高めるために、一般競争入札の拡大、電子入札の前倒しを求めます。

3つ目、小規模物品購入にオープンカウンターを導入するよう求めます。

4つ目、一般競争入札範囲の拡大に伴う事務量の増加を軽減するため、事後審査制度を導入してはどうでしょうか。お尋ねいたします。

次に、ひまわりバスの見直しについて質問いたします。

現在、ひまわりバスは2台で運行しているため、1ルートが長く、一度乗ると市内めぐりができるほどで、当然時間もかかります。ダイヤの間隔も大きく、1号車は約1時間半、2号車は約2時間待たなければ、次のバスは来ません。双方向運行にしてほしい、バス停まで遠いなど、市民からの要望や苦情は多く、議会でも何度も取り上げてまいりました。

来年、ひまわりバスの買いかえの予定があることから、見直しのチャンスととらえ、問題解決となり得るデマンド交通システムによる乗り合いタクシーを提案いたします。

路線バスは決められた経路を時刻どおりに、乗客の有無にかかわらず運行しなければなりません。これに対し乗り合いタクシーはバス停がないため、市内どこでも運行でき、事前に電話等で申し込みのあった利用者の家と目的地を最短ルートで回り、またドア to ドアで運行するため、利便性は格段に上がります。同じような時間帯に同じ方向に行きたい人と乗り合わせるため、タクシーよりも低価格で利用でき、乗車時間もガソリンも抑えることができるのが、このデマンドシステムの特徴です。

このシステムは山間地や過疎地で始まり、自治体が負担する交通経費の2割から5割もコスト縮減できたという実績を持っています。国の2分の1補助が呼び水となり、このところ取り組む自治体が増えているようです。

導入した自治体に聞いたところ、高齢者の外出の機会が増えた。通院が楽になった。子どもの通学が安心になったなど、喜びの声が寄せられていると、大変評判がいいと伺いました。

重たい荷物を気にすることなく、地元で買い物ができる。飲酒運転の心配なく、お酒を楽しんでもらえるなど、工夫次第で地域の活性化にもつながります。

まだ、都市部での導入は少なく、未知数の部分もありますが、ひまわりバスの問題解決は間違いありません。財政難の折、コスト縮減の可能性を持った乗り合いバスの導入を検討してはいかがでしょうか。

次に、新時代に即した消防団への進化を求めて質問いたします。

本市の消防団は 179 人。日ごろより市民の安心・安全のために活動していただき、大変感謝しております。時代の変化もあり、火災だけでなく、地震や風水害、国民保護法に係る分野など、消防団の活動範囲は拡大し、一層の活躍が期待されます。

そうしたことに合わせ、訓練内容や組織、団員の見直しなど、消防団改革が必要な時期が来ていると考え、3点質問いたします。

1点目、平成 19 年 8 月 29 日のことですが、総務省は消防団員の減少を食いとめるため、消防団員確保にさらなる推進として機能別団員制度の積極的な導入、女性消防団員や学生等の入団促進、事業所との連携など、自治体に通知をしました。

また、平成 16 年 3 月に提出された地域防災体制の充実に向けた消防団員確保のあり方についてでは、消防団員確保策のほかに訓練の見直しや、地域の実情に即した新たな形態の組織を検討する次世代の消防団員育成の取り組みなどが示されていました。

この9月の広報に、消防団員の確保が厳しいとあり、本市も同様の状況にあるとわかりました。本市は操法大会で優秀な成績を上げていますが、もしかしたら訓練が団員確保のネックになっていませんか。先ほど、近藤議員も指摘しておられましたが、私もそんなことを心配しております。訓練内容も含め、国の指針をもとに消防団の進化を図ってみてはいかがでしょうか。

2点目、先日、豊明市民オンブズマンより、「消防団長研修は名ばかりで観光旅行だった」との調査内容を記したチラシが郵送されました。そこには長野県の飯田市消防署で 10 時より 1 時間半研修し、午後は神社参拝と駒ヶ根ウイスキー工場での見学と試飲、その後、中央道を走り、上諏訪温泉郷で宿泊。翌日は足を延ばし、新穂高ロープウエーで雲上散歩。その後、平湯で飛騨牛に舌鼓し、高山に寄り、古い町並み散策を楽しみ、夕方の 6 時、豊明着とありました。

研修には宿泊費と日当で 19 万円、バス代として 25 万円が公費支出されています。研修だけなら、日帰りは十分可能ですし、ガイド付きの観光バスは観光地を回るためだったとは思えません。

さらに、個人負担とはいえ、宴会ではコンパニオンを呼び、楽しい時間を過ごしていたことも明らかになっています。

こうした観光旅行も、コンパニオンも、今回に限ったことではなく、恒例行事になっていたことも確認できました。分団長研修が公費負担にあるまじき内容であったことを認め、研修のあり方を見直すこと。また、コンパニオンは誤解を招く行為であるので、改めるよう求めます。

3点目、団員への報酬の支払い方法について質問します。

聞くとところによると、分団員の報酬や出勤交付金は、個人ではなく分団にまとめて支給され、団で管理されているとのこと。分団が報酬を得るために名義貸しをしているとのうわさを耳にしたこともあります。あらぬ疑いをかけられないためにも、個人支給にかえる必要を

感じますが、見直しの考えがありますでしょうか。お伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

No.188 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.189 ○総務部長(山本末富君)

それでは、財源確保と入札制度の改革につきましてご答弁を申し上げます。

平成 21 年度の歳入の中で最も大きな市税を見ても、来年度は大幅な原油高など原材料費の高騰による景気の落ち込みから、個人市民税、法人市民税ともに減収が見込まれ、今年と比較しますと約1億 5,000 万円ほどの減収が予測されております。

一方、歳出につきましては、耐震化計画を進めるために約1億円の一般財源の増額が必要となり、歳入歳出を合わせますと2億 5,000 万円ほどの財源不足となります。

次に、平成 20 年度予算では、財源不足に基金の取り崩しを約5億 5,000 万円行い、予算編成をいたしました。

本年度の財政調整基金の残額は1億 7,000 万円しかなく、危機的な状況になっております。仮に12月の補正で積み増しをすることもできても、来年度の基金からの繰り入れは約4億円と見込みますと、基金からの繰り入れは本年に比べ1億 5,000 万円減額となります。

歳入歳出で2億 5,000 万円、基金の繰り入れで1億 5,000 万円、合わせて4億円の財源不足となります。

財源不足には、さらなる事業精査が求められます。補助金、委託料の見直し、さらには人件費の抑制、特別会計への繰出金も見直しが必要となります。

特に、下水道会計は一般会計から9億円を超す繰入金を投入しており、これがなければ下水の単年度収支は赤字となります。

21 年度予算は事業を精査し、さらなる歳出抑制、財源確保に努めてまいります。

2点目の一般競争入札の範囲拡大や電子入札の前倒しについてのご答弁を申し上げます。

一般競争入札の範囲拡大につきましては、本市におきましても平成 13 年2月 16 日施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、いわゆる「適正化法」により、入札・契約の手の透明化、公平性及び競争性を高めるため、平成 16 年度に制限付き一般競争入札の対象金額を、土木工事一式及び建築一式において1億円以上、その他の工事は 5,000 万円以上と範囲拡大を行ってまいりました。

しかしながら、近年においても談合等事件も絶えない状況でありますので、さらなる透明性、競争性を図るため、一般競争入札の拡大に向け、既に現在、事務レベルでは愛知県

や他市町村の状況等の調査を行い、その結果に基づき改正に向け、改正案を現在検討中でございます。

電子入札の前倒しについてでございますが、電子入札は19年10月から試行導入し、20年度には予定価格1億円以上の工事を2件、その後、予定価格2,000万円以上のものを3件実施しました。

今年の10月からは、予定価格250万円以上の工事につきましても導入を予定しております。

電子入札の導入につきましては、計画に従い順次拡大を図ってまいります。

指名業者の事後公表につきましては、指名業者名など入札情報の漏洩による入札妨害等の防止など透明性を確保するため、現在、指名通知後公表しておりますが、今後も入札・契約の手続の透明性を確保するため、入札前の公表を行ってまいります。

3点目のオープンカウンターの導入でございますが、先般の新聞報道等で物品等の電子入札で愛知県がオープンカウンター制度を導入することが発表されました。

本市におきましては現在、このような公開見積もり制度を設けておりませんので、今後調査研究させていただきたいと思っております。

4点目の事後審査制度の導入でございますが、現在、一般競争入札範囲の拡大の調査研究を既に行っているところでございますが、それに合わせて事後審査型も調査検討を既に進めているところでございます。

以上で終わります。

No.190 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.191 ○経済建設部長(山崎 力君)

ひまわりバスの見直しについて答弁をさせていただきます。

本事業は、民間事業者の路線定期運行の廃止などによりまして、交通の確保及び公共施設利用の利便性の向上等を目的に事業を実施してまいりました。

自動車NOX・PM法が定められまして、この法律によりまして、現在使っているひまわりバスは、あと1年くらいしか使用ができなくなります。

今後、この事業の趣旨及び市の財政状況等を踏まえまして、道路運送法や、それから今までいただいた市民の皆様方の要望等を踏まえて、公共施設巡回バス事業の検討を行っていく方針でございます。

終わります。

No.192 ○議長(堀田勝司議員)

近藤消防長。

No.193 ○消防長(近藤和則君)

新時代に即応した消防団への進化を求めるということで、3点ご質問をいただきました。順次、ご答弁を申し上げます。

先ほど、壇上で議員が団員数「179名」と申されましたが、団長以下「181名」でございますので、よろしくお願いをいたします。

1点目の時代に合った消防団への見直しでございますが、操法大会に向けての訓練が団員確保に苦勞している要因になっているのではないかと、こういうご指摘でございますが、操法訓練は消防の基礎訓練でございます、火災現場あるいは災害現場等での活動に欠かせない訓練でございます。

この訓練を通じ、共同の精神により団結を強固なものとし、消防活動の万全を期するものでありますので、消防団員である以上、この訓練は必要な訓練と考えています。

この訓練により団員確保が困難になっているとするならば、さらなる魅力ある消防団づくりに努力をしたいというふうに思っております。

それから、2点目の分団長研修の件でございますが、この研修につきましては、団の事務局であります消防総務課が計画立案をいたしまして、団幹部の了解のもと決定したもので、去る6月22日日曜日、23日月曜日に実施をしたものでございます。

分団長研修は当然、研修することが主目的であります、この目的のほかに、このメンバーで1年間、豊明市の安全・安心のために頑張っていこうという結束を固め、各分団相互の応援体制の確立を図る目的も含まれております。

そこで、あらかじめ参加者、各個人から会費を徴収いたしまして、この会費で宴会等を実施したものでございます。

コンパニオンの費用についても、この会費から支払っているものでありまして、公費は一切使用しておりませんが、公務で視察研修を行っていることから、市民の皆様に誤解を招く計画であったと私を始め関係職員は反省しているところでございます。

今後も一層、消防団員としてふさわしい効果的な研修視察を行い、市民が納得できる視察研修を計画したいと思っております。

それから、3点目の団員報酬の個人支払いについてでございますが、団員報酬につきましては、入団時に委任状をいただきまして、各分団長等に代表受領をいただいております。現在はそのようにしております。

これを個人支給に改めようと、昨年分団長会議等において、平成21年度から個人口座への振り込みに切りかえる旨のお知らせをしているところでございまして、ただいま、その準備をしている段階でございます。

終わります。

No.194 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.195 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、順番はちょっと違いますが、ひまわりバスの見直しから質問をいたします。
ちょっと気になったんですけれども、見直しというか、何かこれから検討はしていくという
ような、そんな感じは受け取ったんですけれども、「公共施設巡回事業という視点で」と言
われたように思いました。ということは、あくまでも公共施設しか回らないという、そういうこ
となんでしょうか。

市民の声、要望を踏まえてというと、市民の要望はそれだけじゃないと思うものですか
ら、結局はどういうように見直していくのか、考えがあったらお願いいたします。

No.196 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山崎経済建設部長。

No.197 ○経済建設部長(山崎 力君)

現在は公共施設の巡回バスという位置づけでございますので、そういった部分を含め
て、それを基軸にしていろいろな要望等がございますので、そういった検討会議等を設置し
た中で、そういうことも含めて検討の話が出てくるのではないかというふうに思っておりま
す。

No.198 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.199 ○15番(山盛左千江議員)

財政的な部分も踏まえることになっていると思うんですけれども、コストが現状維持ある
いは削減できれば、今ご紹介したデマンドタクシーというのも、検討の中に入ってくるので
しょうか。

No.200 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.201 ○経済建設部長(山崎 力君)

デマンド交通ということでご紹介いただきました。デマンド交通については、まだ私どももしっかりした情報というか、そういったものを研究しておりません。これからもっと詳細について勉強させていただきたいというふうに考えております。

No.202 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.203 ○15番(山盛左千江議員)

検討会議を設置してということですが、検討会議だけではなく今既にバスを利用している人、それから利用しづらくて利用していない人も含めて、今、無料の部分在今后100円にするとか、有料化の話もありますので、ルートのこと、それからまた今提案しましたデマンドのことなども、広く市民に聞いていただきたいと思うんですが、そんな考えはありませんでしょうか。

No.204 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.205 ○経済建設部長(山崎 力君)

そういったことも含めて、総合的に内部検討をさせていただきたいと思っています。

No.206 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.207 ○15番(山盛左千江議員)

「市民アンケートで」と言ったら、「総合的に内部で」と言われるものだから、何かよくわからないんですが、広く市民の方たちにそういったことを聞いて、それを参考にしてやってい

ただきたいと思います。

バスの買いかえまで約1年と言われました。今まで、この買いかえ時期が来るということは、当然わかっていたんですよね。あと少しに迫ってから検討委員会をつくるとか、アンケートをとるとか、何かぎりぎりになってやっているような感じがするんですよ。どうしてもそういう感は否めません。

20年度に国が事業費、3年間の2分の1補助というのを、30億円規模で打ち出しました。物すごい人気であったという間に20年度は完売したようです。21年度も、どうも継続されるのではないかというふうに、額なんかは決まっていますが、というようなことがあるようですので、もし、そこにうまく乗っていけるとしたら、デマンド用のバスやシステムやいろんなものを買いかえたときに、すごく本市は助かりますので、そういったタイミングをよく見ながら、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

これについては、また今後の推移を見させていただきます。

次に、消防団のことですけれども、私が質問いたしましたのは、消防団そのものの改革というか、進化をどういうふうに考えていますかというふうにお聞きいたしました。

操法訓練は欠かせない必要なものなのでやりますと、それは必要ならやっていただければいいんですけれども、19年の8月にそういった指針が出たり、16年にもそういった考え方、あり方というものが示されているんですけれども、そういったことの取り組みはどうなっているんですか。

No.208 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.209 ○消防長(近藤和則君)

消防団の組織の関係でございますが、例えば女性消防団員の導入、これは今、婦人防火クラブという市内で多分最大の組織、1,500名ほどを要する組織がございます。

その組織がその部分を担っておりますので、現在のところ、女性消防団は考えておりませんし、また消防団の団員の確保につきましては、企業あるいは主な企業が加入しております市危険物安全協会、そういった場で加入をお願いしている。

ただ、実際には効果が余り出てないと、まあこういう状況であります。

終わります。

No.210 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.211 ○15番(山盛左千江議員)

そういうふうにご答弁されると、ちょっと困ってしまうんですけども、実は今問題になりました飯田市の視察ですけども、その視察の主な理由は何だったですか。

私が聞いたところ、女性消防団員の活躍ぶりだとか、その活動の内容、救急操法、そういったことが主であったと。もちろんほかにもありますよ。ほかにもありますけれども、それが主だったというふうに聞いたんですが、「今は婦人防火クラブが担っているので、女性団員は考えていない」と言われると、「何で視察に行ったんですか」と言わなくてはいけなくなっちゃうので、ちょっと困りました。

それから、婦人防火クラブは確認いたしましたけど、女性の消防団とはまた全然機能が違うと。婦人防火は家庭の中の火災の予防的なことが主なので、そのためにつくられた組織なので、女性消防団のかわりにはならないというふうに消防署に確認しましたけれども、それはちょっとおかしくないですか。食い違っていませんか。

それから、先ほどの近藤議員に対してもそうですし、私のときもそうですけれども、「団員確保のために魅力ある消防団をつくる」と言われましたよね。その魅力とは何なんですか。お願いします。

No.212 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.213 ○消防長(近藤和則君)

先ほど近藤議員の質問にもお答えをいたしました。消防団員は深夜あるいは早朝、土日にも出動を要請される。何よりも家族、職場の理解が必要であると、こういうふうにご答弁を申し上げます。

それで、そのことを念頭に団幹部と検討したいと、こう答弁をさせていただきました。

その中で、例えばでありますけど、家族対象の消防広場を開催するとか、あるいは諸行事に家族あるいは子どもさんの参加、見学を要請するとか、家族あるいは職場の協力を求めると、こういったことを重点に考えていきたいなと、こんなことを思っております。

終わります。

No.214 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.215 ○15番(山盛左千江議員)

先ほど榊原議員が質問しましたがけれども事業評価、豊明市の事業評価制度の中の消防団員の評価があります。これもAでした。

それは団員の平均年齢が高くなっており、災害活動等に影響が出る可能性があるのが問題だというふうに挙げて、じゃ何をやったのかというと、服を新しいのにかえたとか、それから成人式や豊明まつりでPRしたというような事業は、ここに載っていました。

これが魅力ある団員確保のための活動なんですか。消防団組織の強化、活性化を図るためにやるのが、この事業なんですか。これがまたAとなっているので、とても疑問なんですけど、さっき私が紹介しました総務省からいろいろな方針とか、そういうのが出ています。

こういうものをごらんになったことはないですか。消防団のほうに来ませんか。これはインターネットですべて公開されているものなので、簡単に見つけられます。

ここに、市町村長におかれては地域の住民の方々の、まあこの辺はいいですわ。最終責任者として地域防災力の向上のために取り組むよう通知しますと。それで、事業所との連携もあるし、女性消防団員の入団促進もあるし、学生の入団を進めなさいというのもありますし、PRをホームページでしなさいとかいうこともありますし、訓練の中身を見直しなさいもあります。いっぱいあるんですよ。

こういうことがあるので、団員を確保するのは、何も家族に楽しんでもらえば団員が増えるのではなくて、消防団員の活動そのものが、今でも熱意を持って郷土愛でやっていらっしゃると思いますけれども、そういったことをPRして団員を増やすということが、もう一つ大事なことなんじゃないんですか。

そういうことをぜひ、していただきたいと思って質問しているんです。お願いします。

No.216 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.217 ○消防長(近藤和則君)

先ほど言いましたように魅力ある消防団づくりを、今後、消防団幹部とよく協議をいたしまして、団員確保に努めたいというふうに思っております。

終わります。

No.218 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.219 ○15番(山盛左千江議員)

たくさんいろんな例がありますので、参考にしてください。

それから操法訓練、私も別に「意味がない」と言っているわけではないんですけれども、操法大会用の訓練で、ある分団は年間18回、多いところだと70回、70日ですね。その練習のために時間を割いていらっしゃるんですよ。

そのほかの訓練はというと、平均3.8回なんです。これが操法大会に偏り過ぎじゃないかというような心配のもとなんです。

それで、一番最初に言いましたように、消防団の活動の範囲というのは広がっていますので、火災だけではありません。そういったことから、ほかの訓練もたくさん組み入れていただきたいし、女性団員が出てくれば救急操法というものもありますので、そういったことにも取り組んでいただきたいと思うんですけれども、機能別消防分団、それから少年消防クラブとの連携とか、いろいろありますので、そういうことを参考にさせていただきたいと思います。

これは、決められましたら、また教えてください。

それから、視察のことですけれども、さっきも言いましたけれども、飯田市の女性消防団のことで視察に行ったので、「それはやらない」と言ってしまうと、じゃ何のために視察に行かれたんですかと、答えていただく必要が出てきちゃうんですけれども、答弁できますか。

それから、視察に参加されたのは正副団長以下10名と消防長と消防職員の合計12名でしたね。

それで、消防長はもちろん公務出張扱いです。今回は分団長の中に市議会議員と市の職員も含まれていました。行程表は事前に参加者に当然通知してあったというふうに確認しているんですが、12人のうちの3分の1、4人が公務員というのか、消防団全員が非常勤特別職で公務員なんですけれども、より職員に近い認識を持った方がいらっやったというふうに思うと、変更とか、この内容はまずいんじゃないかというような意見も当然出たかと思うんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

No.220 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
近藤消防長。

No.221 ○消防長(近藤和則君)

先ほど言いましたように、女性消防団につきましては、3～4年前に話題となりまして、一応分団詰所のトイレの改修あるいは被服の貸与、それから報酬等の関係で断念をいたしました。

しかし、団員確保に非常に苦慮しているということで、飯田市はどういうふうに女性団員を勧誘しているのかと、こういふことで研修に行かさせていただきました。

以上です。

No.222 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.223 ○15番(山盛左千江議員)

視察内容について何か意見があったかということについては答弁がありませんでしたが、まあ言いにくいんだろうと思って、それはじゃ流しておきます。

愛知県内で女性消防団員がいるのは瀬戸や三好や長久手、大府、この近辺でもいっぱいあるんですよ。長久手町なんかは21年に、1年おきにやられる救急操法全国大会に行く予定なんですよ。なので、その遠いところまで行かなくても、近くで女性団員が活躍していますし、そこでも参考になったんじゃないかというふうに言っておきます。

それから、機能別消防団というものも愛知県内で既に8存在しております。それも承知していらっしゃると思いますけれども、こういったことも合わせて消防団の改革をしていっていただくことが、団員確保にもつながると思いますので、この点についても検討をいただきたいと思います。

それから、研修のことですけれども、反省しているというふうに答弁をいただきました。一応、消防団員は地方公務員法に基づく非常勤特別職で報酬も出ているし、退職金、報償金も支払われている。そういった身分なんですけれども、観光まがいの研修とか、公務、公費であることへの自覚の欠如というふうにはしか考えられないんですけれども、これは公費の視察としてはふさわしくなかったというふうにお認めいただいたと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

No.224 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.225 ○消防長(近藤和則君)

先ほども答弁いたしましたように、研修の目的は2つございます。1つは、研修をすること。それからもう一つは、正副団長、分団長の意思疎通、意見交換を図ると、こういうことでございます。

ただ、コンパニオンを入れた、そのことが表面に出てしまった。それは会費を集めてやったことです。

しかし、公務で行った以上、誤解を招くということで、それはまずかったということで、私は反省をしております。

以上です。

No.226 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.227 ○15番(山盛左千江議員)

すみません。私、何分までですか。あと20分、ということは5分過ぎまでですね。はい、ありがとうございます。

研修と、それから団結、2つの目的があったからということですがけれども、だったら公費を使ってバスで、ほとんど観光なんですけれども、それはいいんですか。

団結とか、そういったことを培うために研修という名目で出かけていくことは、それはいいんですか。お願いします。

No.228 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.229 ○消防長(近藤和則君)

先ほども言いましたように、消防団員は報酬を得ておりますので、ボランティアとは言いませんが、準ボランティアであります。その辺をご理解をいただきたいというふうに思います。

終わります。

No.230 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.231 ○15番(山盛左千江議員)

先ほど報酬のことが出てまいりました。分団長さん、1年に200日ぐらい活動していらして忙しいということだったのですが、この方の年収が10万1,800円ですね。条例上、そうなっています。

町内の副区長さんは15万5,200円です。副区長さんも大変忙しくて、とても時間を割かれている。まあなり手がない、まあ区長も含めてですけれども、そういうふうに言われていますけれども、金額的にはそんな大きく違わない。

消防団員については、そういった研修と一緒に観光をやってもいいというような判断があるならば、ほかにボランティア的に一生懸命、誠心誠意行政のために尽くしていらっしゃる方も、じゃそういうことをやってあげてくださいよって言わなくてはいけなくなってしまうんですよ。

なかなか答弁がしづらいということは思いますけれども、次からは必ず改めていただきたい。そういったことをしていただけるかどうか、研修の中身を見直していただけるかどうか、再度お願いいたします。

No.232 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.233 ○消防長(近藤和則君)

質問とは違うかもわかりませんが、消防団員は現場へ出れば命を張っているんです。そのことを理解をしていただきたいというように思います。

それから、研修の中身でございますが、これは先ほど言いましたように、誤解を招くということですので、誤解を招かないように研修をしたいというように思います。

終わります。

No.234 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.235 ○15番(山盛左千江議員)

命を張っていたら、何があってもいいということではありませんので、研修は研修、命を

張って市民を守ってくださるのは、それはそれで別のところできちっと認めていきましょうよ。そういうふうにしていきたいと、私はそれが本来だと、そういうふうきちっと分けていくことが、市民の理解だというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、財源確保について質問を移らせていただきます。

「一般競争入札の範囲の拡大はする」というふうに言われましたが、どのくらいなんでしょうか。今、検討中ということですが、おおよその目安が立っていればお願いいたします。

No.236 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.237 ○総務部長(山本末富君)

事務レベルでは、県下全域を調べまして、かなり低いところもございます。

特に、三河地方は130万円以上で一般競争入札をやってみえる団体もございますが、とりあえず事務局レベルでは豊明の近隣、こちらのほうは尾張東部でございますけれども、尾張東部、瀬戸から東郷ぐらいまでを調べまして、そのあたりの中間ぐらい、現在の金額の約半分ぐらいを事務局レベルでは考えております。

No.238 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.239 ○15番(山盛左千江議員)

全国知事会のほうからの指針で、予定価格1,000万円以上は全部、一般競争入札にするという方針が出ていることはご承知でしょうか。

それから、地方自治法上、工事は130万円以上を一般競争入札としている。

ただし、指名とか随意契約はいろいろ条件がありまして、それに合った場合は、指名や随契ができるということになってはいますが、その辺との整合性はどのように考えていらっしゃいますか。

No.240 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.241 ○総務部長(山本末富君)

16年のときに豊明も改正をいたしまして、このときに1億円以上のほうが制限付き一般競争入札、それ以下が公募型の指名競争入札というふうに区分けをいたしました。

それで、先ほどおっしゃられました1,000万円以上の全国知事会ですか、そちらのほうのことも若干は知っておりますけれども、ただ、すぐに制限を外して、すべて一般競争入札と、そういう方向ではまだ考えておりません。

というのは、16年のときに市内企業の育成、こういった観点からも公募型をしたわけでございます。そういったこともございますので、競争性を高め、コスト削減を図ると同時に、官公需法には中小企業の育成や受注の機会の確保も定められていることでもありますので、市内企業の成長は即、市の発展に、これは直結している部分でもございますので、この両方のバランスも考慮した中で、今後詰めていきたいというふうに考えております。

No.242 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.243 ○15番(山盛左千江議員)

19年度の決算資料の中で、1,000万円以上の工事はどのくらいあるか調べてみたら35事業ありました。仮に、その1,000万円以上の工事の落札率が5%下がったら、どのくらい節約できるか計算すると2,300万円でした。1,000万円に下げてこの程度です。

5,000万円だったとしたら、5,000万円以上の工事、幾つあるんですか。今年度幾つですか。数えるほどしかないでしょう。これからだって本当にそうです。片手で十分足りると思うんですよ。そこを下げても意味がないんですよ。それに見合う工事がなければ、この5,000万円は全然意味がないと思います。

仮に130万円以上、自治法どおりにした場合で5%と下がったら、8,700万円の経費が節約できました。

お金がないと、4億円も足りないと言っているんでしたら、こういうことをやったらどうですか。

No.244 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.245 ○総務部長(山本末富君)

確かに競争性が高まれば、必然的に落札率というのは下がる傾向にあると思いますが、一方でコストばかり意識いたしますと「安かろう悪かろう」、言葉がちょっと悪いかもわかりませんが、コストだけでいきますと、何ていいますか、不良・不適合のような工事が行われたり、質の悪い工事が行われる危険性もございます。

そういった中で、やはりある程度品質の確保も図った中で、考えていかないといけないというふうに思っております。

No.246 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.247 ○15番(山盛左千江議員)

「安かろう悪かろう」は困りますけれども、そうならないために皆さんがしっかり監視していただければいいんじゃないかと。

安いところがみんな欠陥工事をやっているわけではないですので、余りそういったことを言いわけにさせていただきたくはないなと思います。

平成18年の9月議会で入札制度改革の一般質問をいたしました。そのときの答弁が、一般競争入札の拡大に伴いまして、指名業者の予定価格の事後公表など、一般競争入札の拡大と指名業者への予定価格の事後公表なども、電子入札の実施に合わせて検討したいというような答弁をいただきました。

今、部長から聞いたのとちょっと違うものですから、どういうことでしょうか。お願いします。

No.248 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.249 ○総務部長(山本末富君)

確かに、18年のときの答弁では電子入札に合わせて、それも含めて検討すると、そういう答弁がなされております。

この指名業者の業者名の公表でありますとか、予定価格の公表を昔、事後に、事後というか、それは発表してなかったときに、いろいろ情報を知りたいというようなことで、職員のほうにいろんな働きなどもありました。

そういった反省があって16年以降、予定価格の事前公表、そういったことでオープン、クリアなふうにしております。

一方、一長一短がございますけれども、これを必ずしも変えないかといいますと、世の中の動きもありますので、当面、豊明市としては検討しましたけれども、このままの公表でいきたいというふうに考えております。

No.250 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.251 ○15番(山盛左千江議員)

そうなんです。世の中の動きなんです。世の中の動きで公表していたものを公表しないように変わってきたんです。

三好町は予定価格の公表をやめて、希望予定価格というものを設定して公表するようになりました。予定価格よりも、もちろん低い希望価格を出すんです。

そうすると、そこに割かし、皆さんが焦点を当てて入札に入ってくるので、高どまりの抑制になったと。95%の落札率が90%に下がったそうです。指名業者の事前公表を、またその後やめられたので、また今度は90から85に下がったそうです。

それから、長久手町は郵便入札をしていらっしゃる。一般競争入札と郵便入札を一緒にやっているの、80%台に下がった。すなわち指名業者が一般競争入札のときはわからないので、わからなければ落札率が下がるということです。

瀬戸市については20年の4月から、公募型指名競争入札を廃止し、すべて一般競争入札にしました。これも予定価格は出すけれども、入札に参加する業者の名前はわからないということですよね。

そういうふうに、これはみんな近隣ですよ。近隣市町が世の中の動きに合わせて、こういうふうに変えていらっしゃるんですけども、本市はいかがなんでしょうか。

No.252 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.253 ○総務部長(山本末富君)

ですから、予定価格の限度額といいますか、ごめんなさい、制限付き一般競争入札、この1億円を、現在は半分程度ぐらいまでは下げないといかんということで検討をしております。

す。それに合わせまして、いろいろ検討を含めて行います。

それから、ちょっとずれますけれども、事後審査制度もこの研究のときに、合わせて行っておりまして、事後審査型のほうも取り入れたいというふうで思っております。

終わります。

No.254 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.255 ○15番(山盛左千江議員)

一度に130万円に下げると、すごいショックが大きいと思いますけれども、5,000万円では全然効果がありません。もっと下げてください。第一段階として、せめて2,000万円ぐらい。そうすると、ちょっと事業が出てきますので、2けたに届くぐらいになりますので、せいぜい2,000万円ぐらいまでに下げてもらいたい。

その次に1,000万円でもいいし、130万円でもいいし、将来を見据えて、また段階的に下げていってもらえばいいので、それはぜひご検討いただきたいと思います。

それから、もう一つ問題なのは、工事だけでなく、委託なんですけれども、施行令に従って本市は契約規則というのをつくっております。それによると、委託は50万円以上は入札することになっているんですけれども、去年の、19年度の実績を見ますと、50万円以上の委託の中で随意契約が72%もあるんですよ。ほとんど随意ですよ。

安易な随意契約はやめていかないと、ここでもまた経費の節約ができないものですから、これを何とかありませんか。

No.256 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.257 ○総務部長(山本末富君)

確かに、議員がおっしゃるように、安易な随意契約は慎みたいというふうに思っております。

それで、財政のほうからは予算編成時でありますとか、そういった時期にはそういったことも書いてあります。入札のできるものは極力入札にというような注意を発してはおりますけれども、今回、19年度の決算から、主要施策のほうの工事でありますとか委託のほうに随契理由が載っております。そういったのを公表することによって、今までほかの課が随

契でやっていたとか、あるいは入札でやっていた、そういった部分がほかの課の方も参考に見えるようになります。

それで、できるだけ入札というふうに、職員も前例踏襲型でなくて、そこで改革というか、多少なりとも変えられるものがあれば、そういうふうになるというふうにご期待しております。

以上で終わります。

No.258 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.259 ○15番(山盛左千江議員)

それはもう少し様子を見ていきたいと思いますが、確かに市内業者がつぶれていってしまうことを、私も別に好んでいないので、拡大するにはそれなりに順序というか、そういったものの手立ても必要だと思いますけれども、不特定多数の人が入る一般競争入札、いわゆる自由競争ですよ。それは弱肉強食ということになるものですから、強い者しか勝ち残れない。そうすると、零細企業というものは淘汰されていく。

ある部分、仕方がないとはいうものの、それが世の中で正しいとは思っていませんので、そういった保護育成はある程度は必要だと思いますけれども、そのために競争性が失われるというのは、今度は市民のほうに影響が出てくるわけですよ。

それで、落札率が95%だとすると、何か業者の取り分は85%なんですかね。土木工事の場合の損益分岐点、要するに利益が出るか出ないかの、ちょうど境目のところが、67とか68%だというふうになんか言われているようです。

建設についてはもう少し高く、75から83%というようなことが、ちょっと調べていたら見つけられました。

とすると、落札率が85%であっても一応利益は出るんです。そういうことを考えていると、市内業者を予算の少ない豊明市が守ろうとするのではなくて、ある程度の範囲内で努力していただくと。

そこで、業者を余りにも過度に保護し過ぎると、そこに無駄が出てきて、損が生まれて、その損は市民が負うということになるものですから、豊明市よりも財政豊かな三好だとか長久手だとか、そういったところがどんどん入札改革に取り組んでいってしまっているわけですから、そういうところへ市内の業者も入札に入っていけば、そこでまた仕事が生まれてくるので、そういうふうにご指導もしてあげていただきたいなというふうに思います。

それで、財源不足が4億円だと言われました。この4億円を確保するためには、いろいろやらなくちゃいけないんですけれども、今、事業の精査だとか人件費、補助金、特別会計

の繰り出しというような話がありました。これはやっぱり目標額を設置しないと、なかなかそこに到達できないと思うんです。

昨日も市長が、「志、計画のないところに実行なし」と言われましたので、一度こういう額を目標に、こういうことに努力したいというふうにお聞かせいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

No.260 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

No.261 ○15番(山盛左千江議員)

言いにくいですか。

No.262 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.263 ○総務部長(山本末富君)

とりあえず目標額といたしますか、現実的な数字が4億円ございますので、今、上げました人件費の削減で幾らとかいうところまでは詰まってはおりません。合計で4億円を削減するというところでございます。

No.264 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.265 ○15番(山盛左千江議員)

削減ということになると当然、行政改革ということも影響してくるんですけども、行革の中に入札が入ってないんですよ。

これはたしか、集中改革プランをつくるときに、国のメニューの中には入札も入っていたと思うんですが、どうしてこれを入れないんでしょうか。これを入れて、きちっと数字を上げて、努力するのが本来だと思いますが、その点はいかがなんでしょうか。

下水道の負担で1億数千万、市民に新たな負担増が出てきますので、少なくとも市民に影響が出る事業のカットだとか、値上げとか、そういうことではなく、行政努力でそれに近いような数値目標をきちっと上げて、市民に知らせていただきたい。

そのことについて再度、答弁を求めます。

No.266 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.267 ○企画部長(宮田恒治君)

行革プランにつきましては、集中改革プランに引き続いて、それから19年度、新たにその集中改革プランも含めながら行革プランを作成をいたしました。

その結果、19年度からの3年間で約11億削減するという目標でおりますので、そのうち人件費も、この3年間でトータルでありますけれども、2億7,000万削減していくというプランを立てておりますので、このプランが達成できるように今後も努めていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.268 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

残り時間、1分です。

No.269 ○15番(山盛左千江議員)

行革に入札改革は入れないんですか。お願いいたします。

それから、今回ですけれども、無駄の排除ということで消防団の支出の見直し、それから入札改革を挙げさせていただきました。

それから、今ある組織や人材を有効に活用するという意味で、消防団の改革ということを提案させていただきました。

それから、工夫によって市民サービスが向上するんじゃないか。大きなお金をかけなくても向上するというので、ひまわりバスの見直しを提案しました。

お金がないときなので、今あるものをいかにうまく使うかという工夫が大変必要になってきます。いろいろしがらみがあるみたいですが、そういったことに負けないで、豊明市の将来のために今後、今を逃すことなく、漏れなく、やれることはやっていただきたいというふうに思います。

行革に入札を入れるかどうかの答弁と、もし時間があつたら市長に一言、いただきたいと思えます。

よろしく願います。

No.270 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

残り2秒です。

No.271 ○市長(相羽英勝君)

いろいろなご質問をいただきましたので、2点だけちょっとお話ししておきます。

No.272 ○議長(堀田勝司議員)

市長、簡潔に願います。時間がありません。

No.273 ○市長(相羽英勝君)

入札の分は、私も総務部長と考え方は一緒でありますので、そういうことをお伝えしておきます。

例えば、今の業者が全部つぶれちゃったと。税金をいただくのは、市内の企業からもらいただかなければいかんわけですから、そういうことについて叱咤激励をしながらやっていくということ。もう一つは、そういう考え方があります。

ただ、競争ということは大事だというふうに思います。

それから、財源の確保については3点あります。

No.274 ○議長(堀田勝司議員)

市長、時間が超過しておりますので、簡潔にしてください。

No.275 ○市長(相羽英勝君)

今言われたように特別会計、それから継続的な業務、それからもう一つは職員にかかわるもの、ここの3つについて検討していくつもりです。

以上です。

No.276 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、15番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明9月4日から9月8日までの5日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.277 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明9月4日から9月8日までの5日間を休会とすることに決しました。

9月9日午前 10 時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦勞さまでした。

午後4時9分散会